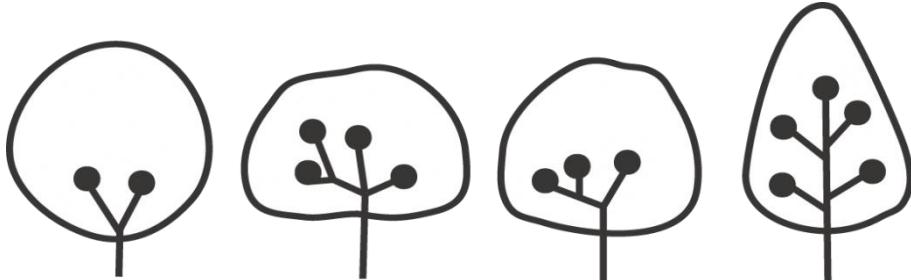


# 保育所のしおり

平成 31 年度

平成 30 年 10 月発行

芦屋市こども・健康部子育て推進課



## 概要版

このページは、平成31年度保育所のしおりの中から特に大切な情報をピックアップし、掲載しています。保育所のしおりを見ていたらしく際のツールとしてご活用ください。

入所(園)するには  
どうしたらしいですか？

- 保育施設の入所(園)について、申請書及び必要書類を期日までに子育て推進課にご提出ください。必要書類については、世帯の状況に応じて異なりますので、参考ページをご覧ください。

参考ページ→ P7~9

入所(園)の締切と  
流れを教えてください。

### 申請

- 毎月の入所(園)申込の締切は、入所(園)を希望する月の前月の10日（土・日・祝日の場合はその前日）までです。  
【平成31年4月入所(園)は受付時期が異なります。】

参考ページ→ P4~5

### 入所者の選考

- 各世帯の状況を指数（ポイント）化し、指数の高い方から内定を決定します。
- 定員の都合により、希望保育施設に入所(園)できないことがあります。

参考ページ→ P6・P58~59



保育時間は  
何時から何時までですか？

- 保護者の仕事・勤務時間などを考慮して、保育時間が決定されます。

参考ページ→ P10~11

保育料はいくらですか？

- 保育料は、世帯の所得に基づき決定されます。

参考ページ→ P16~28

# 目次



---

1	就学前の子どもを対象とした保育施設について	1
2	支給認定について	2
3	平成31年度 申請から利用までの流れ	4
4	保育施設を利用できるのは	6
5	入所者の選考(利用調整)について	6
6	提出書類について	7
7	保育施設の保育時間について	10
8	延長保育(時間外保育事業)の利用手続きについて	12
9	育児休業中・育児休業取得予定の方	14
10	求職中の方、退職された方	14
11	他市への申請、他市からの申請	15
12	保育施設利用に係る費用	16
13	保育について	29
14	給食	30
15	保健衛生	31
16	入所時のきまりとお願い	32
17	病児・病後児保育事業	36
18	一時預かり事業	37
19	市立認定こども園の預かり保育について	38
20	応援します あなたの子育て	39
21	保育施設Q & A	40

## ■ 資料

1	保育施設所在地	49
2	保育施設一覧	50
3	平成31年度保育施設定員一覧（予定）	52
4	嘱託医一覧	53
5	保育所における主な感染症	56
6	入所基準表（平成30年度参考）	58
	■ 保育施設のページ	61～86
	■ 市立幼稚園・保育所のあり方について	87



# 1 就学前の子どもを対象とした保育施設について

就学前の子どもを対象とした芦屋市内の保育施設は以下のとおりです。

## 保育所(園)

0～5歳児

- 就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
- 市内には、5か所の市立保育所と9か所の私立保育園があります。(P50 参照)
- 保育所(園)によって、入所(園)の対象年齢は異なります。

## 認定こども園

0～5歳児

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 市内には、1か所の市立認定こども園と3か所の私立認定こども園があります。(P50・51 参照)
- 3歳児からは、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育と一緒に受けます。

## (地域型保育)

## 小規模保育事業所

0～2歳児

- 保育所(園)より少人数(19人以下)の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業です。
- 市内には、6か所の小規模保育事業所があります。(P51 参照)
- 家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

★ 芦屋市内の保育施設の今後の概要は、「市立幼稚園・保育所のあり方」のページ(P87～)をご覧ください。

★ 他市においては、その他事業所内保育所等の形態があります。



## 2 支給認定について

保育所(園)、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業所等の利用に際しては、保護者の就労等により、保育を必要とする認定(支給認定)を受けることが必要となります。支給認定は子どもの保護者が居住する市町村にて行います。

### (1) 3つの認定区分について

認定区分	年 齢	保育の必要性	利 用 で き る 施 設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳	あり	保育所(園)・認定こども園(保育所部分)
3号認定	0～2歳	あり	保育所(園)・認定こども園(保育所部分) 小規模保育事業所

★ 1号認定を希望の方は、直接、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)へお問い合わせください。

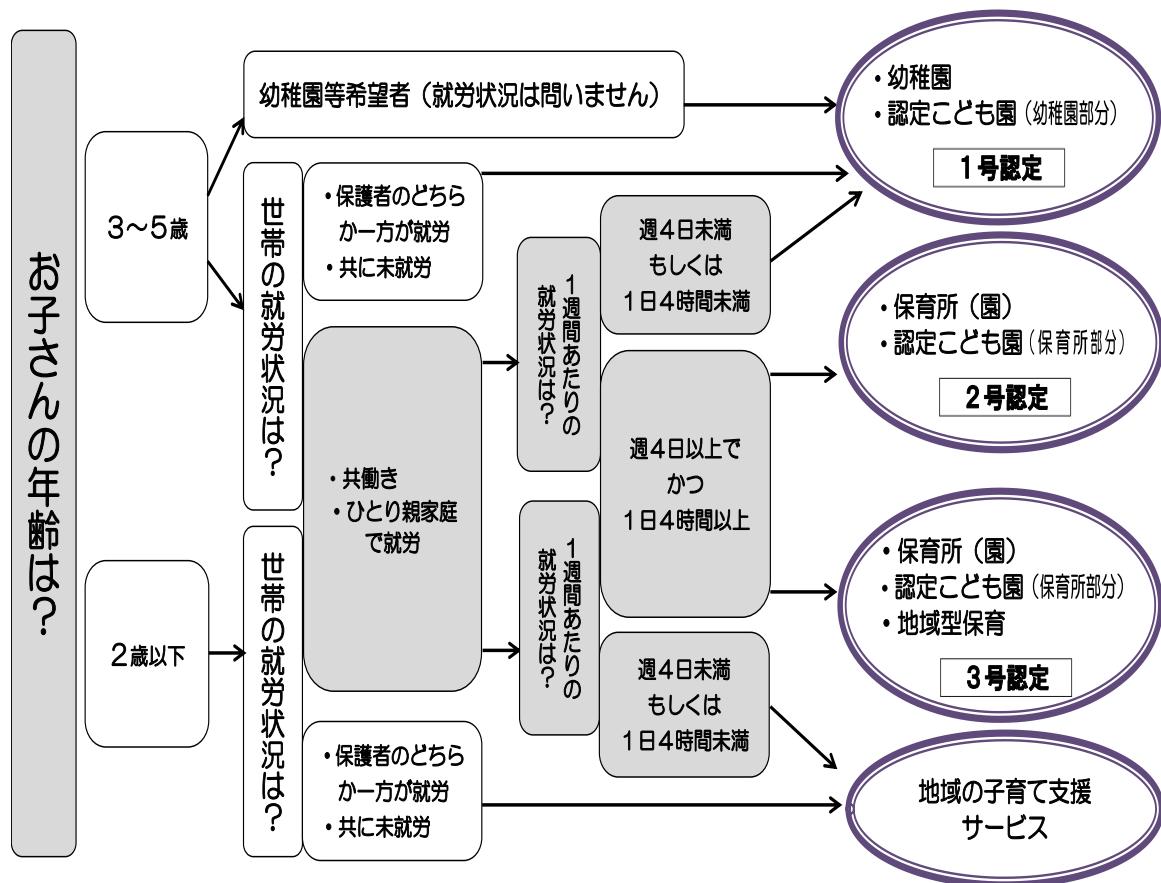
### (2) 平成31年度 入所児童年齢表

平成31年度 保育施設を利用する際の年齢区分は下記のとおりですのでご確認ください。

区 分	生 年 月 日	保育の実施期間(最長)
0歳児	平成31(2019)年4月2日～平成32(2020)年4月1日	平成38年3月31日
0歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	平成37年3月31日
1歳児	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日	平成36年3月31日
2歳児	平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日	平成35年3月31日
3歳児	平成27(2015)年4月2日～平成28(2016)年4月1日	平成34年3月31日
4歳児	平成26(2014)年4月2日～平成27(2015)年4月1日	平成33年3月31日
5歳児	平成25(2013)年4月2日～平成26(2014)年4月1日	平成32年3月31日

### (3) 就学前施設利用早わかりチャート

(P2 の「(2)平成 31 年度 入所児童年齢表」の区分を参照)



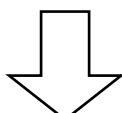
- ★ このチャートは、就労を例にしたものです。就労していないくても保育施設を利用できる場合があります。(P 6 参照)
- ★ 地域型保育には、①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育の4つの類型があります。
- ★ 認定こども園での認定変更について、入園申込み時と勤務条件に変更がない状況で1号認定から2号認定への変更はできません。



### 3 平成31年度 申請から利用までの流れ

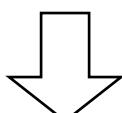
#### (1) 年度当初(4月)入所について(待機中の方も、各年度毎の申請が必要)

##### ● 認定・入所の申請



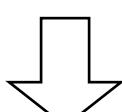
- 受付期間：【1次】平成30年10月22日(月)～11月9日(金)  
【2次】平成30年12月3日(月)～平成31年1月18日(金)  
(土・日・祝日を除く)  
※ ただし、10月28日(日)、11月3日(土)は受付します。  
※ 2次は欠員の募集となります。
- 受付時間：午前9時から午後5時30分まで  
(12時から12時45分までを除く)
- 受付場所：子育て推進課(南館1階⑯番窓口)  
※ 保護者の方が、申請書を窓口に提出してください。

##### ● 認定審査及び利用施設の調整



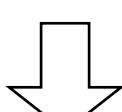
- 提出書類に不備がある場合には、認定をすることができないため入所申請を受付することができません。
- 申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて認定に関する審査を行い、入所者を選考します。

##### ● 内定・面接のお知らせ



- 内定者には、「内定通知書」でお知らせします。  
【1次】…12月下旬ごろ  
【2次】…2月中旬ごろ  
入所に関する書類も同封しておりますのでご確認ください。
- 面接：【1次】…1月中旬から下旬を予定しています。  
【2次】…2次募集以降は、随時行います。  
(面接時点では、入所の可否はまだ未定です。)

##### ● 各保育施設での面接



- 健康診断については、かかりつけ医等において診断を受け、面接時に診断書の提出をお願いします。(有料)
- かかりつけ医等がない場合は、嘱託医一覧を参考にしてください。(P53～55 参照)
- 保育料の「口座振替依頼書」を面接時に提出してください。
- 振込用紙を希望の方は申し出てください。

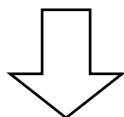
##### ● 認定証及び入所承諾書の交付

- 内定者への正式な選考結果は面接後「保育所入所承諾書」を郵送します。  
(3月下旬ごろ郵送)
- 希望保育施設に空きがない場合等、選考の結果入所(園)できなかった方には、12月下旬に「保育所入所不承諾通知書」を郵送します。2次募集で申請された方は、2月下旬に郵送します。通知書は1回だけ送付し、それ以降については入所(園)が内定するまで通知は行いません。
- 3月下旬に認定証を交付します。

★ 申請から利用までの流れに関する注意事項については、次ページ下部に記載しておりますので、ご確認ください。

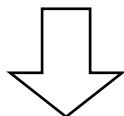
## (2) 年度途中(5月～翌年3月)入所について

### ● 認定・入所の申請



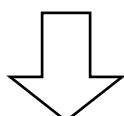
- 受付期間：入所を希望する月の前月 10 日まで  
(土・日・祝日の場合はその前日)
- 受付時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで  
(12 時から 12 時 45 分までを除く)
- 受付場所：子育て推進課(南館 1 階⑩番窓口)  
※ 保護者の方が、申請書を窓口に提出してください。

### ● 認定審査及び利用施設の調整



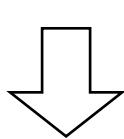
- 提出書類に不備がある場合には、認定をすることができないため入所申請を受付することができません。
- 申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて認定に関する審査を行い、入所者を選考します。

### ● 内定・面接のお知らせ



- 内定者には、毎月中旬に電話でお知らせします。
- 内定後すぐに保育施設の面接日のご案内をします。  
(面接時点では、入所の可否はまだ未定です。)
- 入所に関する書類一式をお渡ししますのでご確認ください。

### ● 各保育施設での面接



- 健康診断については、かかりつけ医等において診断を受け、面接時に診断書の提出をお願いします。(有料)
- かかりつけ医等がない場合は、嘱託医一覧を参考にしてください。  
(P53～55 参照)
- 保育料の「口座振替依頼書」を面接時に提出してください。
- 振込用紙を希望の方は申し出てください。

### ● 認定証及び入所承諾書の交付

- 内定者への正式な選考結果は面接後「保育所入所承諾書」を郵送します。
- 希望保育施設に空きがない場合等、選考の結果入所(園)できなかった方は、月末までに「保育所入所不承諾通知書」を郵送します。それ以降については入所(園)が内定するまで通知は行いません。
- 申請から原則 30 日以内に認定証を交付します。

#### **注意事項(年度当初・年度途中共通)**

- 申請された保育施設の内定を辞退した場合には、当月については、他の保育施設の選考は行いませんので、申請される保育施設については熟考してご記入ください。
- 待機中に家庭状況や就労状況、認可外保育園利用、育児休業期間の延長、希望保育施設など変更があった場合は、必ず子育て推進課まで連絡してください。
- 保育施設の入所の必要がなくなった場合には必ず子育て推進課に連絡の上、「取下げ書」を提出してください。

## 4 保育施設を利用できるのは

保育施設を利用するためには、保護者の就労等の一定の事由(「保育の必要性」の事由)が必要となります。

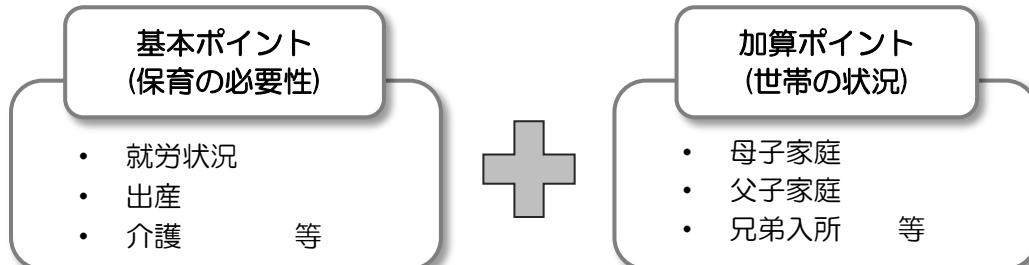
区分	保育の必要性の事由	有効期間
1	家庭外で仕事をすることを常態としている (週4日以上かつ1日4時間以上の労働)場合	最長、就学前まで
2	家庭内で日常の家事以外の仕事をすることを常態としている (週4日以上かつ1日4時間以上の労働)場合	最長、就学前まで
3	育児休業が終了し、仕事に復職する場合 ※ 入所後1ヶ月以内に復職することが条件となります。	最長、就学前まで
4	妊娠中及び出産後間がない場合	産前2か月、産後3か月の 必要な期間
5	病気や障がいのため保育が困難な場合	療養等を必要とする期間
6	親族の方を常時介護・看護をしている場合	介護等を必要とする期間
7	災害の復旧に当たっている場合	必要な期間
8	仕事を探している場合	3か月
9	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合	通学期間中
10	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間

★ 保育認定を受けた後、または保育施設の利用を開始した後であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、保育施設の利用ができなくなります。

## 5 入所者の選考(利用調整)について

入所申請者数が定員を超える場合は、各世帯の状況を指数(ポイント)化し、入所者を選考します。  
(利用調整)

〈ポイントの算出について〉



★ 具体的なポイントは、P58～59「保育所入所基準表」をご覧ください。

★ 利用調整の方法については、子どもの年齢ごとにポイントの高い方から、定員の空きがある希望された保育施設へ調整を行い、入所(園)が決定します。

## 6 提出書類について

提出書類については原本をご提出ください。2人以上の子どもの申請を同時にする場合は、原本とコピーを合わせて人数分ご用意ください。

### ◆全ての方に共通

① 支給認定申請書兼利用申請書 (児童台帳)	入所希望児童1人につき1部必要	
② 祖父母等と同居されている方	「同居の祖父母等に関する申立書」及び保育ができないことがわかる証明書 (在職証明書、診断書など) ※ ただし、65歳以上の方については申立書のみで可	
③ 就労などのため認可外保育園 (一時預かりを含む)を利用中の方	「在園証明書」 ※ 週4日以上でかつ1日4時間以上利用の場合	
④ 平成31年4月～8月入所の方で平成30年1月1日現在、 <u>他市に住民登録をされていた方のみ下記の書類を添付</u> してください。<すべての保護者分>	(平成31年9月入所以降の方で、平成31年1月1日現在、他市に住民登録されていた方は下記の書類の内、(i)(ii)(iv)については平成31年度、(iii)については平成30年及び31年中の書類を添付してください。<すべての保護者分>)	
(i) 給与所得のみの方 ※ 給与から市県民税が天引きされている方	平成30年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書	
(ii) 個人経営・個人納付の方	平成30年度市県民税納税通知書 (表紙・税額・明細の部分のコピー)	
(iii) 海外勤務の方	平成29年及び平成30年中の所得を証明できる書類 (勤務先の給与証明など)	
(iv) 上記以外・紛失した方	平成30年度市民税課税証明書 (平成30年1月1日時点の住民登録地発行)	
⑤ 生活保護受給中の方	生活保護受給証明書又は生活保護受給者証の写し	
⑥ マイナンバー関係書類	本人確認書類、個人番号がわかるもの ※ 詳細は次頁	

## ◆マイナンバー関係書類について

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設入所(園)の手続きにおいて、保護者の方のマイナンバーの提出が必要となりました。本人確認・番号確認・代理権の確認（代理人による申請の場合）を行いますので、下記①②（③）を窓口にてご提示ください。

（郵送による申請の場合はコピーを提出）

### ① 本人確認書類

※ 保護者の方が来庁する場合は、来庁者のもの、代理人が来庁する場合は代理人のもの。

下記のうちいずれか1つ

- |                        |             |                 |
|------------------------|-------------|-----------------|
| (ア) マイナンバーカード（個人番号カード） | (イ) 運転免許証   | (ウ) 運転経歴証明証     |
| (エ) パスポート              | (オ) 身体障害者手帳 | (カ) 精神障害者保健福祉手帳 |
| (キ) 療育手帳               | (ク) 在留カード   | (ケ) 特別永住者証明書    |

【上記の提示が困難な場合】

下記の2つ

- |           |          |
|-----------|----------|
| (ア) 健康保険証 | (イ) 年金手帳 |
|-----------|----------|

### ② 保護者の個人番号がわかるもの

下記のうちいずれか1つ（保護者それぞれの分が必要です。）

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| (ア) マイナンバーカード（個人番号カード） | (イ) 通知カード      |
| (ウ) 個人番号が記載された住民票の写し   | (エ) 住民票記載事項証明書 |

※ 児童と別居している場合は、児童の個人番号確認書類も必要です。

※ 上記書類を提示できない場合は、入所担当者が個人番号を検索し、記載します。

### ③ 委任状（代理人が申請する場合）

記載事項	日付、保護者の氏名・住所・生年月日、代理人の氏名・住所・生年月日 入所の手続きを代理人に委任する旨
------	--

※ 上記の提示が困難な場合は、保護者の保険証でも可。

※ 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提出してください。

## ◆保護者の状況ごと

保育が必要であることを証明する書類 ※すべての保護者分が必要です。

区分	保護者の状況	提出書類
1	会社等にお勤めの方 (常勤・パート、内職など)	<ul style="list-style-type: none"><li>「在職証明書」</li></ul>
2	自営の方	<ul style="list-style-type: none"><li>「在職証明書」</li><li>自営が分かる客観的書類(事業開始届等)</li></ul>
3	育児休業が終了し仕事に復職する方	<ul style="list-style-type: none"><li>「在職証明書」</li><li>「産前産後休暇 及び 育児休業に関する証明書」 <b>※ 育児休業中の方は、「在職証明書」と「産前産後及び育児休業に関する証明書」の2枚が必要です。</b></li><li>復職後2週間を目安として「復職証明書」を提出してください。</li></ul>
4	妊娠中及び出産後間がない場合	<ul style="list-style-type: none"><li>母子手帳のコピー (表紙と分娩予定日の記載ページ)</li></ul>
5	保護者が病気又は心身に障がいがある場合	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者の診断書 (病気により、子どもの保育ができない旨記載のあるもの)</li><li>障がい者手帳等のコピー(等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの)</li></ul>
6	保護者が親族の方を介護・看護している場合	<ul style="list-style-type: none"><li>介護を受けている方の診断書 (常時介護や看護が必要である旨記載のあるもの)</li></ul>
7	災害の復旧に当たっている場合	<ul style="list-style-type: none"><li>災害を受けたことが分かるもの (被災証明書等)</li></ul>
8	仕事を探している場合	<ul style="list-style-type: none"><li>求職中であることが分かるもの(ハローワークカード等)</li><li>「求職状況申立書」</li></ul>
9	保護者が大学や職業訓練学校、専門学校などに通学している場合	<ul style="list-style-type: none"><li>在学証明書、カリキュラム(時間・日数の確認ができるもの)</li></ul>
10	虐待やDVのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"><li>児童相談所からの証明書類など</li></ul>

★ 区分はP6参照

## ◆児童の状況

子どもが病気又は心身に障がいがある場合 <b>※ 申請時に必ず申し出てください。</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>診断書</li><li>障がい者手帳等のコピー (等級及び本人の氏名・生年月日・住所の記載のあるページ)</li></ul>
---	--

## 7 保育施設の保育時間について

保育施設の開所(園)時間は、月曜日～土曜日の7時から18時(※)です(ただし、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は閉所(園)しています。)。そのうち、保育施設を利用できる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

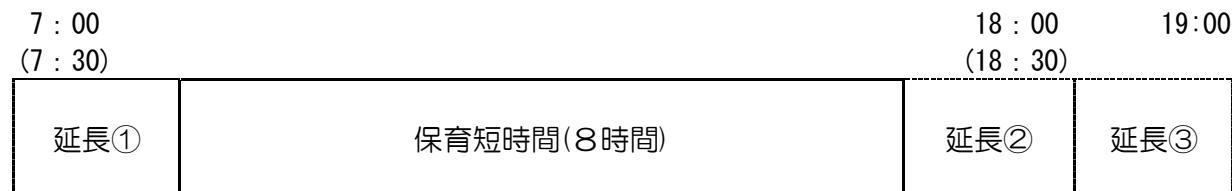
※ 開所(園)時間が7時30分から18時30分の園もあります。

### 《保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係》

保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間」か「保育短時間」のどちらかに決まります。また、利用可能時間を超える場合には、延長保育を利用することができます。(P12参照)

保育標準時間 (最長11時間)	就労・就学(1日6時間以上)、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれ
保育短時間 (最長8時間)	就労・就学(1日6時間未満)、求職活動、育児休業取得時、病気・けが

★ 実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などの状況に対して必要な範囲で決定されます。



■延長①② 通常開所(園)時間内の延長保育(要申請 有料)

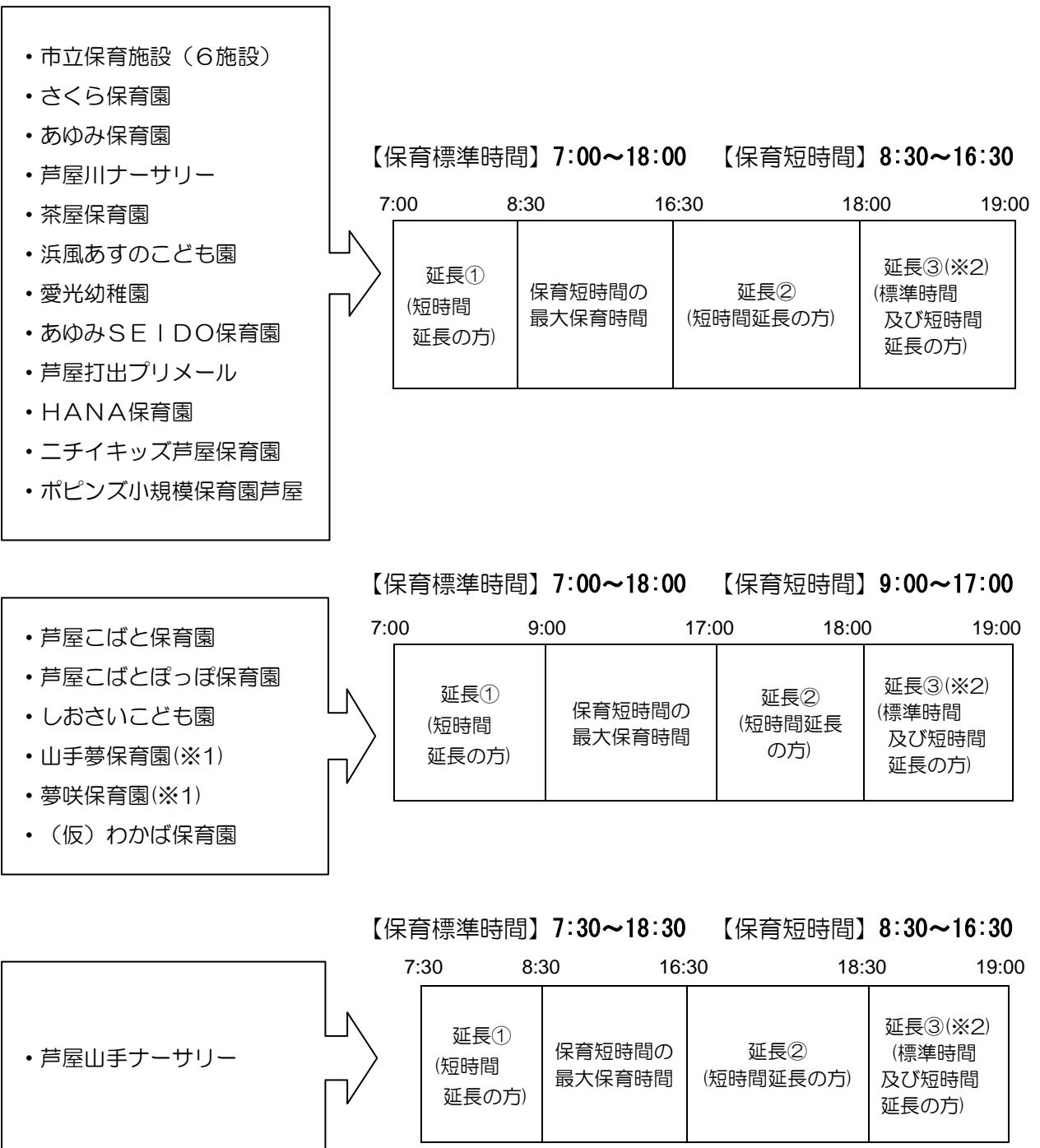
■延長③ 通常開所(園)時間外の延長保育(要申請 有料)

★ 保育施設によっては19時以降も延長保育を実施しています。(P11参照)

★ 保育短時間における利用可能時間帯については、保育施設によって異なり、8時30分～16時30分もしくは9時～17時のどちらかになります。(P11参照)

## 《各保育施設の最大保育時間と延長保育について》

最大限の記載ですので、実際の保育時間は、利用する保育施設と相談の上、保護者の仕事・通勤時間などの状況に応じて必要な範囲で決定されますので、認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）。



※1 山手夢保育園、夢咲保育園については、20:00まで延長可。

※2 土曜日については、延長③は実施しておりません。

★ 延長①、②、③を利用した場合、延長保育料が必要となります。

## 8 延長保育(時間外保育事業)の利用手続きについて

### (1) 延長保育(時間外保育事業)とは

延長保育(時間外保育事業)とは、就労等の状況により、保護者が通常の保育時間内に保育施設に子どもを迎えに行けない場合、19時まで延長して子どもをお預かりする事業です。

延長①、延長②、延長③の3つの時間帯(P10参照)があります。

保育標準時間の方・・・③のみ利用できます。

保育短時間の方・・・①、②、③のいずれも利用できます。

### (2) 利用手続き

#### 延長保育申込み

あらかじめ「延長保育利用申込書」と「勤務証明書(延長保育用)」を保育施設に提出し、許可を得なければなりません。ただし、申込みがなくても延長保育を利用した場合は、延長保育料が必要となります。利用後に上記の申込書等の提出が必要となります。

★ 「在職証明書」で必要性を確認できる場合は「勤務証明書(延長保育用)」を省略することができます。

##### ■ 延長保育利用申込書

- ・ 月単位での申込みとし、年度毎に更新が必要です。
- ・ 弟兄姉妹で同じ保育施設に通っている場合は申込書を1部、違う保育所(園)等の場合はそれぞれの保育施設にご提出ください。

##### ■ 勤務証明書(延長保育用)

- ・ 2人以上の児童について延長保育の利用を希望する場合は、証明書を1部ご用意ください。違う保育施設の場合はコピーをご用意ください。
- ・ 利用理由が時間外勤務による場合においては、証明書中の時間外勤務欄に記入のないものは許可できません。

#### 延長保育の停止

利用がない場合でも、基本料金が必要となりますので、延長保育が不要となった場合は速やかに「延長保育停止届」を保育施設に提出してください。

### (3) 延長保育料について

基本料金・・・月額 2,000 円(1日も利用がなくても必要)

利用料金・・・1回 200 円

★ 具体的な事例については、次ページに記載しておりますので、ご確認ください。

**モデル①：3歳児（保育標準時間）**

父母市民税所得割課税額	251,000円以上	301,000円未満
保育標準時間の保育料	34,000円	(C7階層)

**（例1）1か月のうち、延長③を10日（回）利用した場合**

$$2,000円 + 200円 \times 10\text{日（回）} = 4,000円$$

**（例2）1か月のうち、延長③の利用申込みをしていたが、利用がなかった場合**

$$2,000円 + 200円 \times 0\text{日（回）} = 2,000円$$

**モデル②：3歳児（保育短時間）**

父母市民税所得割課税額	251,000円以上	301,000円未満
保育短時間の保育料	33,400円	(C7階層)

保育短時間の方で延長①と延長②のみを利用された場合は、同一階層における保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料との差額が上限となります。

同日に延長①と延長②を両方利用した日が10日あった場合でも1日を1回と数えますので10日（回）となります。（同日に延長①と延長③を両方利用した日が10日あった場合は、延長③を10日（回）と数えます。）

**（例1）1か月のうち、延長①を10日（回）利用した場合**

$$2,000円 + 200円 \times 10\text{日（回）} = 4,000円$$
ですが、同一階層における保育標準時間の保育料34,000円と保育短時間の保育料33,400円の差額600円が上限となりますので600円となります。

**（例2）1か月のうち、延長①、②及び③の利用申込みをしていたが、利用がなかった場合**

$$2,000円 + 200円 \times 0\text{日（回）} = 2,000円$$
ですが、同一階層における保育標準時間の保育料34,000円と保育短時間の保育料33,400円の差額600円が上限となりますので600円となります。

**（例3）1か月のうち、延長①を10日、延長③を5日（回）利用した場合**

（I）と（II）の合計となります。

（I） $2,000円 + 200円 \times 10\text{日（回）}$ （延長①の回数）= 4,000円  
ですが、同一階層における保育標準時間の保育料34,000円と保育短時間の保育料33,400円の差額600円が上限となるので、600円となります。

（II） $2,000円 + 200円 \times 5\text{日（回）}$ （延長③の回数）= 3,000円  
ですが、（I）で算出した金額を差し引くため2,400円となります。

（I）と（II）の合計で3,000円となります。

#### （4）納付について

毎月末で精算をし、翌月納付となります。毎月の振替金額は毎月中旬にお知らせします。

（P24参照）

## 9 育児休業中・育児休業取得予定の方

### (1) 新たに保育施設へ入所を申請する育児休業中の方

育児休業中は、保育施設の入所(園)申請は可能ですが、保育所(園)入所(園)後は、入所(園)から1か月以内に復職し、復職後2週間以内に「復職証明書」を通っている保育所(園)に提出してください。

入所(園)申請時に、「在職証明書」と「産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書」の提出が必要です。

(例) 6月1日入所 → 7月1日までに復職が必要  
(復職日が7月1日までの復職証明書を提出ください)

★ 兄弟姉妹の育児休業中の場合も、復職が必要です。下の子どもの育児休業中に、上の子どもと同時に申請をし、上の子どもだけが入所、下の子どもが待機となった場合、1か月以内に保護者が復職しない場合は上の子どもは退所(園)となります。

★ 育児休業給付金の支給延長の手続きについては、保育施設の申請の前にあらかじめ所属する会社の担当者またはハローワークへご確認をお願いします。

### (2) 保育施設に入所中で育児休業取得予定の方

すでに入所している兄姉は、育児休業中も継続して利用できます。

ただし、下の子が満1歳に達する日の属する月の月末まで保育を継続できる期間とします。  
保護者の希望により、その年度末まで延長することができます(5月1日までに復職が必要)。  
「産前・産後休暇及び育児休業に関する証明書」を保育施設に提出してください。

## 10 求職中の方、退職された方

### (1) 申請中で求職中の方について

保育施設の入所(園)前に仕事が決まった場合は、「在職証明書」を子育て推進課に提出してください。提出いただくことにより、入所選考の際指指数が高くなる場合があります。保育施設入所後3か月以内に、週4日以上かつ1日4時間以上の就労実績の記載のある「在職証明書」を通っている保育施設に提出してください。3か月以内に「在職証明書」を提出されない場合は退所(園)となります。

### (2) 申請中に退職された方について

退職した場合は、退職したことを子育て推進課まで連絡してください。退職された方で、求職される場合は、「求職状況申立書」を提出してください。

### (3) 入所中に退職された方について

退職したことを通っている保育施設に連絡のうえ、「申立書」を提出してください。3か月以内に週4日以上かつ1日4時間以上の就労実績の記載のある「在職証明書」を通っている保育施設に提出してください。3か月以内に「在職証明書」を提出されない場合は退所(園)となります。

## 1.1 他市への申請、他市からの申請

### (1) 芦屋市内にお住まいで、芦屋市以外にある保育施設への入所・入園希望の方

芦屋市にて申請をしてください。



#### (ア) 他市へ転出予定の方

- ・ 芦屋市へ申請してください。
- ・ 入所(園)が決まった場合は、入所(園)される月の1日までに希望保育施設のある市区町村へ住民票を異動してください(芦屋市から住民票を異動されましたが、異動後は芦屋市での申請は無効となりますので、住民票を置かれた市区町村で再度保育施設の申請をしてください。)。

#### (イ) 他市へ転出予定のない方

- ・ 芦屋市へ申請してください。

#### (共通)

- ・ 締切日や必要な書類、保育施設の状況、申請の手順などについては各市区町村に事前にご確認ください。
- ・ 希望保育施設のある市区町村の締切日の1週間～10日前までに芦屋市での手続きを完了してください。
- ・ 他市町村の状況につきましては、十分ご確認のうえ申請してください。

### (2) 芦屋市以外にお住まいで、芦屋市内の保育施設への入所・入園希望の方

現在、住民票がある市区町村に申請をしてください。



#### (ア) 芦屋市へ転入予定の方

- ・ 現在、住民票がある市区町村に申請してください。
- ・ 必要な書類(P7～9)以外に芦屋市へ転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書または賃貸契約書の写し等を併せて提出してください。
- ・ 入所(園)が決まった場合は、入所(園)される月の1日までには芦屋市へ住民票を異動してください(芦屋市に転入後、芦屋市にて再度申請してください。)。  
※ 住民票が1日までに異動していない場合は内定(入所)を取り消される場合もあります。

#### (イ) 芦屋市へ転入予定のない方

- ・ 現在、住民票の置いてある市区町村に申請してください。
- ・ 空きがある場合のみ、入所(園)可能となります(入所(園)できた場合も年度毎に入所(園)の審査があり、翌年度も必ず継続利用できるとは限りません。)。

#### (共通)

- ・ 芦屋市の締切日(毎月10日。ただし、10日が土・日・祝日の場合はその前日)の1週間～10日前までに住民票のある市区町村で手続きを完了してください。
- ・ 住民票が芦屋市へ異動されましたが、他市からの申請は無効となります。

## 1 2 保育施設利用に係る費用

### (1) 保育料

保育料は子どもの年齢(P 2 「(2)平成31年度 入所児童年齢表」参照)と、保護者の市町村民税所得割額によって決定されます。算定基準は以下のとおりです。他市に住民票がある方は、その市町村が保育料を決定しますので、お住まいの市町村にご確認ください。

利用する保育施設による保育料の違いはありません。

保育料	算定方法
平成31年4月～8月分	平成30年度市町村民税所得割額に基づいて算定
平成31年9月～平成32年3月分	平成31年度市町村民税所得割額に基づいて算定

- ◆ 祖父母等と同居している場合で、保護者の収入が一定基準額に満たない場合は、祖父母等の市町村民税所得割額によって決定する場合があります。
- ◆ 当該年度の市町村民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。
- ◆ 芦屋市で当該年度の市町村民税所得割額が把握できる方(各年度の1月1日に芦屋市に住民登録のある方。ただし、芦屋市以外で課税されている方は除く。)は、原則、提出していただく書類はありません。税の申告をされていない方については、税務署もしくは課税課市民税係において、所得や控除等の状況が分かるように申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。
- ◆ 他市から転入された方

#### (ア) 平成31年4月～8月に新規入所される方で、平成30年1月1日現在、芦屋市に住民登録がない方

⇒ 平成30年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書、又は平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)等を申請時にご提出ください

(平成31年1月2日以降に本市に転入された方で、9月以降も引き続き入所(園)される方は、9月以降の保育料算定のため、平成31年度分の書類を申請時、又は入所(園)後にご提出ください。)。

#### (イ) 平成31年9月～平成32年3月に新規入所される方で、平成31年1月1日現在、芦屋市に住民登録がない方

⇒ 平成31年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書、又は平成31年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)等を申請時にご提出ください。

## 保育料基準表

各月初日における支給認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
階層 区分	定 義		満3歳以上(※1)		満3歳未満(※1)			
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間		
A	生活保護世帯等(※2)		0 円	0 円	0 円	0 円		
B	市町村民税所得割 非課税世帯	ひとり親世帯等 (※3)	0 円	0 円	0 円	0 円		
		ひとり親世帯等 以外の世帯	5,000 円	4,900 円	5,500 円	5,400 円		
C 1	市 町 村 民 税 所 得 割 の 額	48,600 円未満	ひとり親世帯等 (※3)	4,500 円	4,400 円	4,750 円	4,650 円	
			ひとり親世帯等 以外の世帯	9,000 円	8,800 円	9,500 円	9,300 円	
C 2		48,600 円以上 67,500 円未満	ひとり親世帯等 (※3)	6,000 円	5,800 円	7,500 円	7,350 円	
			ひとり親世帯等 以外の世帯	13,500 円	13,200 円	15,000 円	14,700 円	
C 3		67,500 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等 (※3)	6,000 円	5,800 円	9,000 円	8,800 円	
			ひとり親世帯等 以外の世帯	22,000 円	21,600 円	25,500 円	25,000 円	
C 4		77,101 円以上 97,000 円未満		22,000 円	21,600 円	25,500 円	25,000 円	
C 5		97,000 円以上 125,500 円未満		28,000 円	27,500 円	35,500 円	34,800 円	
C 6		125,500 円以上 169,000 円未満		30,000 円	29,400 円	43,500 円	42,700 円	
C 7		169,000 円以上 251,000 円未満		32,500 円	31,900 円	54,500 円	53,500 円	
C 8		251,000 円以上 301,000 円未満		34,000 円	33,400 円	60,000 円	58,900 円	
C 9		301,000 円以上 397,000 円未満		37,000 円	36,300 円	71,000 円	69,700 円	
		397,000 円以上		41,000 円	40,300 円	89,000 円	87,400 円	

※1 年度途中で満3歳になられた場合でも、その年度内は、引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。

※2 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯をいいます。

※3 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯若しくは父子世帯、障がい者若しくは障がい児と生計を一にする世帯をいいます。

- ◆ 市町村民税所得割の額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用されます。
- ◆ 階層判定にあたっては、父母の市町村民税所得割の合計額に基づき行いますが、父母の収入だけで生計を維持することが困難であり、同居の祖父母等が生計を維持している場合は、その主たる生計維持者の市町村民税所得割の額を合算して行います。
- ◆ 平成27年3月31日時点で保育施設に入所しており、その後も継続して入所している場合は、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、控除があるものとして再計算した市町村民税所得割の額で保育料を決定します。
- ◆ 市町村民税所得割額に変更があった場合は、年度途中でも保育料の変更を行いますので、必ずお知らせください。また、1月1日時点で他市にて課税されていた方につきましては、変更後の所得証明書をご提出ください。
- ◆ 1月1日時点で指定都市にて課税されていた方につきましては、本市の所得割額に再計算して保育料を決定します。

## (2) 給食費

0～2歳は、保育料の中に主食費、副食費、おやつ代が含まれています。3～5歳は、保育料の中に副食費、おやつ代は含まれていますが、主食費が別途必要となります。市立保育施設は月額800円、その他の保育施設については、次ページをご確認ください。

## (3) その他の費用

保育施設によっては、制服や帽子などの費用(実費徴収)や特色のある保育のための費用(上乗せ徴収)が別途必要な場合があります。詳細は各保育施設までお問い合わせください。

**★ 実費一覧表は次ページにあります。**



**実費一覧表** (平成30年10月時点。内容・金額については変更となる場合があります。)

**◆市立保育施設**

施設名	年齢	毎月かかる費用			入園時にかかる費用	その他の費用
		主食費 (3~5歳)	その他	合計		
市立保育所 ・認定こども園	0~2	-	おむつ処理 250円	250円	・帽子 1,000円(1歳児以上) ・帳面 100円(2歳児)	・保険 305円/年 ・行事費 1,700円 (4歳児), 3,400円 (5歳児) ・教材費 880円(5歳児のみ) ・アルバム代 5,000円/年 (認定こども園5歳児のみ)
	3~5	800円	-	800円	・帽子 1,000円 ・帳面 800円 ・お道具箱 2,000円 (4歳児以上)	

**◆私立保育園** ※ 入園時には、進級時にかかる費用も必要です(芦屋川・芦屋山手は不要)

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		主食費 (3~5歳)	布団リース代	その他	合計			
さくら	0~2	-	-	-	0円	-	-	-
芦屋こばと	0~2	-	760円	-	760円	・ノート 1.2歳児 250円 0歳児 270円 (なくなり次第 購入) ・帽子 1,000円	-	・保険 300円/年 ・写真フォトブック代 1,500円 ・布おしめリース 30円/枚(希) ・おしり拭き 10円/枚
あゆみ	0	-	-	おむつ処理 200円	200円	-	/\	-
	1~2	-	-			・帽子 900円 (1, 2歳児のみ)	/\	-
山手夢	0	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円	・連絡帳 180円	/\	・スポーツ振興 共済掛け金 315円/年 ・園外保育費, かばん等 希望購入有 ・3歳児進級時 に制服、体操服 も必要です ※シール帳・絵本 代は年により 変わります
	1	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円	シール帳 665円	/\	
	2	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円	シール帳 665円	/\	
	3	1,300円	925円		2,225円	上記+ ・制服(ジャケット, ズボン・スカート) 15,000円	シール帳 580円	
	4	1,300円	925円	絵本 430円	2,655円	・体操服(半袖、長袖, 半ズボン、長ズボン) 14,200円	シール帳 658円	
	5	1,300円	925円	絵本 440円	2,665円		シール帳 658円	

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		主食費 (3~5歳)	布団リース代	その他	合計			
夢咲	0	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円			
	1	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円	・帽子 850円	シール帳 665円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興共済掛け金 315円/年</li> <li>・園外保育費、かばん等希望購入有</li> <li>・3歳児進級時には制服、体操服も必要です</li> </ul> <p>*シール帳・絵本代は年により変わります</p>
	2	-	925円	おむつ処理 300円	1,225円		シール帳 665円	
	3	1,300円	925円		2,225円	上記+	シール帳 580円	
	4	1,300円	925円	絵本 430円	2,655円	・制服(ジャケット、ズボン・スカート) 15,000円	シール帳 660円	
	5	1,300円	925円	絵本 440円	2,665円	・体操服(半袖、長袖、半ズボン、長ズボン) 14,200円	シール帳 660円	
芦屋川ナーサリー	0	-	1,340円	-	1,340円	教材・教具等 2,699円		
	1	-	1,340円	絵本 300円	1,640円	制服 (半袖、半ズボン) 4,030円	教材・教具等 3,769円	教材・教具等 2,287円
	2	-	1,340円	絵本 310円	1,650円		教材・教具等 7,509円	教材・教具等 4,157円
	3	2,000円	1,340円	絵本 330円	3,670円	教材・教具等 14,304円		教材・教具 10,894円
	4	2,000円	1,340円	絵本 380円	3,720円	教材・教具等 15,375円		教材・教具等 5,878円
	5	2,000円	0円	絵本 400円	2,400円	教材・教具等 15,030円		教材・教具等 4,788円
芦屋山手ナーサリー	0	-	1,340円	-	1,340円	教材・教具等 2,323円		
	1	-	1,340円	絵本 300円	1,640円	制服 (半袖、半ズボン) 4,030円	教材・教具等 4,329円	教材・教具等 2,932円
	2	-	1,340円	絵本 310円	1,650円		教材・教具等 7,240円	教材・教具 3,837円
	3	2,000円	1,340円	絵本 330円	3,670円		教材・教具等 15,699円	教材・教具等 12,238円
	4	2,000円	1,340円	絵本 380円	3,720円		教材・教具等 16,772円	教材・教具等 6,716円
	5	2,000円	1,340円	絵本 400円	3,740円		教材・教具等 16,427円	教材・教具等 5,624円

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		主食費 (3~5歳)	布団リース代	その他	合計			
芦屋こばとぱっぽ	0~2	-	760円	-	760円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノート 250円 (0歳児), 270円 (1・2歳児) (なくなり次第購入)</li> <li>・帽子 1,000円</li> <li>・ノート入れポーチ 110円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・布おしめリース 30円/枚(希)</li> <li>・おしり拭き 10円/枚</li> <li>・保険代 300円/年</li> <li>・園外保育費</li> <li>・フォトブック代 1,500円</li> <li>・名札 110円</li> </ul>
	3	1,000円	760円	-	1,760円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子 1,000円</li> <li>・ノート 380円 (なくなり次第購入)</li> </ul>	-	
	4~5	1,000円	760円	-	1,760円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操服上下 3,110円</li> </ul>	-	
茶屋	0~2	-	1,200円	アルバム 100円 教材費・行事費 500円	1,800円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子 850円</li> </ul>	連絡帳・カバー 580円	
	3	2,000円	1,200円	アルバム 100円 教材費・行事費 1,000円	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子 850円</li> <li>・体操服上下 3,300円</li> <li>・リュックサック 5,800円</li> </ul>	連絡帳 180円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険 300円/年</li> <li>・園外保育費</li> <li>・行事費</li> <li>・卒園アルバム代等</li> </ul>
	4~5	2,000円	1,200円	アルバム 100円 教材費・行事費 1,000円	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記+道具箱 4,800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳 180円</li> <li>・出席帳シール 700円</li> </ul>	

#### ◆私立認定こども園（幼稚園型）

施設名	年齢	毎月かかる費用						入園時にかかる費用
		給食費	教育の質確保のための費用	施設整備費	教員確保費	保護者会費	合計	
愛光幼稚園	3~5	3,000円	2,000円	3,000円	1,000円	500円	9,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園準備金 10,000円</li> <li>・制服、名札、文房具等 約 42,000円</li> <li>・スマック 1,500円(希)</li> </ul>

#### ◆私立認定こども園（幼保連携型）

施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		主食費 (3~5歳)	布団リース代	その他	合計			
浜風あすのこども園	0~2	-	-	絵本 420円	420円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー帽子 990円</li> <li>・おたよりばさみ 500円</li> <li>・連絡 100円</li> <li>・雑費袋 48円</li> </ul>	出席ノート とシール 586円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興 共済掛け金 243円/年</li> </ul>
	3~5	1,100円		絵本 420円	1,520円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー帽子 990円</li> <li>・おたよりばさみ 500円</li> <li>・雑費袋 48円</li> </ul>	出席ノート とシール 586円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興 共済掛け金 243円/年</li> </ul>

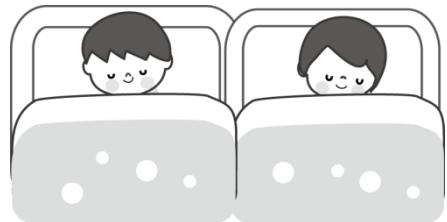
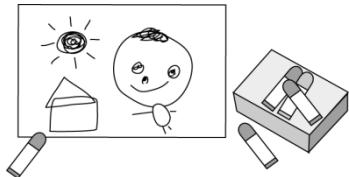
施設名	年齢	毎月かかる費用				入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用	
		主食費 (3~5歳)	布団 リース代	その他	合計				
しおさい こども園	0	-	1,000円	-	1,000円	教材費 2,420円	教材費 1,900円	・スポーツ振興 共済掛け金 243円/年	
	1	-		-	3,000円				
	2	-		-	みさとっこ サンダル 1,300円	教材費 7,035円	教材費 2,100円		
	3	1,000円		-	4,500円				
	4	2,000円		-	-				
	5	卒業 積立金 1,500円		-	-				

### ◆小規模保育事業所

施設名	年齢	毎月かかる費用			入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用	
		布団 リース代	その他	合計				
あゆみ SEIDO	0	-	おむつ処理 200円	200円	-	-	-	
	1~2	-			帽子代 900円 (1, 2歳児入園時)			
芦屋打出 プリメール	0	1,340円	-	1,340円	教材・教具等 2,035円		・園外保育費 ・写真代 等	
	1	1,340円	絵本 300円	1,640円	制服(半袖 半ズボン) 4,030円	教材・教具等 3,576円	制服(半袖半 ズボン) 4,030円	
	2	1,340円	絵本 310円	1,650円	教材・教具等 4,896円			
HANA 保育園	0~2	-	-	-	-		-	
ニチイキッズ 芦屋 保育園	0	-	-	-	-		・写真販売 1枚80円~ (希)	
	1	-	-	-	カラー帽子 1,000円 (1~2歳)			
	2	-	-	-				
ポピinz 小規模 保育園 芦屋	0~2	1,000円	・午睡用バスタオルリース 2枚/週 850円(希) ・口拭きタオル 3枚/週 850円(希) ・午睡用バスタオル 2枚/週+口拭きタオル 3枚/日セット 1,500円(希) ・紙おむつ提供サービス 週5日/3,500円 週6日/4,200円(希)	1,000円	・カラー帽子 1,000円 (1~2歳)	-	・園外保育費 ・写真販売 サービス 80円~500円(希)	

施設名	年齢	毎月かかる費用			入園時にかかる費用	進級時にかかる費用	その他の費用
		布団リース代	その他	合計			
(仮) わかば 保育園	0~2	-	-	-	帽子代 800 円 (1, 2 歳児 入園時)	-	・スポーツ振 興共済掛け 金 240 円/年 ・写真代

- ★ (希)は希望者のみ購入
- ★ 毎月の合計は(希)を含まない額



#### (4) お支払い方法

お支払い先は、芦屋市または保育施設です(下記の表を参照ください。)。

入所施設	支払い先			
	保育料	主食費	その他費用	延長保育料(※)
市立保育施設	芦屋市	芦屋市	保育施設	芦屋市
私立保育園	芦屋市	保育施設	保育施設	芦屋市
私立認定こども園	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市
小規模保育事業所	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市

※19時までの延長保育料に限ります。

表中の「保育施設」と記載の箇所は、納期限やお支払い方法が異なりますので各保育施設までお問い合わせください(市外の保育施設に入所(園)の場合や保育料等の納付が困難な場合は、子育て推進課までお問い合わせください。)。

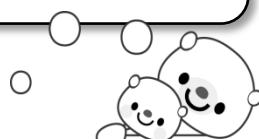
芦屋市にお支払いいただく保育料について、口座振替の申込みには、「口座振替納付依頼書」の提出が必要です。各保育施設にあります用紙にご記入の上、入所する保育施設を通じて、または直接子育て推進課まで提出してください。

口座振替対象金融機関は、三井住友銀行・三菱UFJ銀行・尼崎信用金庫の本店・各支店・各出張所です。また、振替日は原則、毎月月末(延長保育料は翌月月末)ですが、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日の振替となります。

口座振替制度をご利用になられない方は、別途お渡しする納付書の裏面に記載の指定金融機関の窓口でお支払いください。

納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。

芦屋市にお支払いいただく費用は、便利で安全・確実な口座振替制度をご利用ください。



## (5) 保育料の減免

災害や失業、その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難となったなどの場合には、保育料が減免される場合があります。減免を受けようとする月の保育料については、その月末までに申し出が必要です。納期限を過ぎた保育料及び納付済みの保育料は減免できません。

(例：平成31年4月分保育料は4月末までに申請)

### 所得が半分以下になる場合

失業等により、保育料の算定の基礎となった年分の所得の額と比べ、保育料の納期の属する年分の所得が著しく減少し、納付が困難であると認めるとき。

- |                           |       |            |
|---------------------------|-------|------------|
| (ア) 所得の減少割合が80%以上のとき      | ・・・・・ | 保育料の50%を減額 |
| (イ) 所得の減少割合が50%以上80%未満のとき | ・・・   | 保育料の30%を減額 |

- ★ 所得の減少割合の判定に当たっては譲渡所得及び一時所得を除きます。
- 申請手続きに必要なもの  
① 保育料減免申請書      ② 当該年の収入状況について証明できる書類
- 申請時期  
・ 減免事由に該当する場合には下記の3つの期間ごとに申請が必要となります。

	対象となる保育料	判定基準
1	平成31年4月～8月分	平成29年中の所得額に対する平成31年中の所得額(見込)の減少割合
2	平成31年9月～12月分	平成30年中の所得額に対する平成31年中の所得額(見込)の減少割合
3	平成32年1月～3月分	平成30年中の所得額に対する平成32年中の所得額(見込)の減少割合

### 生計を維持する方が亡くなった場合

- |                      |     |            |
|----------------------|-----|------------|
| 主として生計を維持する方が亡くなったとき | ・・・ | 保育料の50%を減額 |
|----------------------|-----|------------|

- ★ 新たな世帯構成員に基づき保育料が再判定されるまでの間(原則亡くなった月分のみ)の保育料が減額対象となります。
- 申請手続きに必要なもの  
① 保育料減免申請書      ② 亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等)

### 災害などに遭われた場合

災害等により、現に居住している住宅に被害を受けたとき。

- |  |     |             |
|--|-----|-------------|
| (ア) 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき              | ・・・ | 保育料の100%を免除 |
| (イ) 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき | ・・・ | 保育料の50%を減額  |

#### ■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 保育料減免申請書      ◎ り災証明書等

## (6) 休園・休所する場合の保育料・主食費

保護者もしくは児童の病気や怪我といったやむを得ない事情により（土・日・祝日含む）月の半分以上を連續して休園・休所する場合、保育料については、当該月の保育料の50%を、主食費については、100%又は50%を減免します。ただし、入所中の保育施設に対し書類での申請が必要です。期限を過ぎた保育料及び納付済みの保育料は減免できません。

#### (ア) 保育料

月の半分以上を連續して休園・休所する場合      当該月の保育料の50%を減額

#### (イ) 主食費

月の全部を休園・休所した場合      当該月の主食費の100%を免除

月の半分以上を連續して休園・休所する場合      当該月の主食費の50%を減額

★ 市立保育所以外の保育園等については、各保育園等までお問い合わせください。

#### ■ 申請手続きに必要なもの

- ◎ 休園・休所届出書（各保育施設に置いています。）  
◎ 診断書等のやむを得ない事情がわかる書類

## (7) 多子世帯に係る保育料軽減の適用

#### ■ 対象となる世帯及び適用内容

次の①、②、③のいずれかに該当する世帯の場合、保育料が軽減されます。

#### ① ひとり親世帯等

母子・父子世帯、障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯または生活保護法に定める保護基準に準じる世帯で、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の保育料について、第2子以降は無料となります。

② 市町村民税所得割合算額が57,700円未満の多子世帯

市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯の保育料について、第1子は全額負担、第2子は半額負担（市町村民税非課税世帯は第2子以降は無料）、第3子以降は無料となります。

③ 市町村民税所得割合算額が57,700円以上の多子世帯

市町村民税所得割合算額が57,700円以上の世帯の保育料について、小学校就学前で、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育所等（認可外の保育施設を除く）を利用している範囲において、最年長の子どもは全額負担、2番目の子どもは半額負担、3番目以降の子どもは無料となります。

■ 手続き方法

保育料のひとり親世帯等および多子世帯の軽減にかかるお子様の人数については、住民票により確認させていただきますので、原則申請は不要です。

ただし、入所児童とは別居であるものの、生計を一にする兄姉がいる場合には、子育て推進課までお問い合わせください（勤務、就学、療養等の都合上別居している場合で、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合に該当します。）。

(8) 未婚ひとり親世帯へのみなし寡婦（寡夫）控除の適用

■ 対象となる方

前年または前々年（対象となる保育料の月により異なります。）の12月31日時点及び申請時点において、次の①から②（父の場合は③）まですべてに該当する方

- ① 婚姻によらず父または母になり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしていない。
- ② 同一生計の扶養親族の20歳未満の子（市町村民税での総所得金額等が38万円以下で、他の配偶者控除対象者や扶養親族となっている場合を除く。）がいる。
- ③ 父の場合は、市町村民税での合計所得金額が500万円以下である（母の場合は、所得制限なし。）。

■ 適用内容

保育料は、市町村民税所得割額に基づき決定しています。

市町村民税所得割額の算定には寡婦（寡夫）控除があり、条件に該当する場合は、一定額が所得から控除されます。しかしながら、未婚のひとり親世帯の場合には、この寡婦（寡夫）控除が適用されません。

申請により未婚のひとり親の場合でも寡婦（寡夫）控除を適用して所得割額を算定し、保育料を決定します。（ただし、寡婦（寡夫）控除を適用しても保育料は変わらない場合があります。また、この取り扱いは保育料のみであり、市町村民税所得割額は変わりません。）。

該当される方は、子育て推進課までお問い合わせください。

## (9) 実費徴収に係る補足給付制度

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また保育料基準表におけるB, C 1, C 2階層に属する世帯の方を対象に, 制服や帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は下記のとおりです。)です。

また, 手続きについては, 年2回の申請が必要になります。実費徴収のうち, 4月分から9月分までは, 10月末日(土・日・祝日の場合は前日)までに, 10月分から翌年3月分までは, 翌年4月の第3週目の金曜日(祝日の場合は前日)までに子育て推進課に, 申請書及び利用している保育施設発行の領収書のコピーを提出してください。

お振込みは申請いただいた月の翌月末頃となります。

### 《補助額》

1号認定の方（教育を必要とする方）	2・3号認定の方（保育を必要とする方）
<b>給食費（副食費）</b> ◇A・B階層の方⇒一人当たり 4,500 円上限／月 ◇C 1・C 2階層の方⇒一人当たり 2,250 円上限／月 (ただし, 1／2が補助対象額)	
<b>教材費・行事費等</b> ◇A・B階層の方⇒一人当たり 2,500 円上限／月 ◇C 1・C 2階層の方⇒一人当たり 1,250 円上限／月 (ただし, 1／2が補助対象額)	<b>教材費・行事費等</b> ◇A・B階層の方⇒一人当たり 2,500 円上限／月 ◇C 1・C 2階層の方⇒一人当たり 1,250 円上限／月 (ただし, 1／2が補助対象額)

### 《補助対象となるものの例》

制服・体操服, ノート・絵本, おむつ, かばん, シール帳・連絡帳, 名札, ふとんリース代, 絵具, カスタネット, 卒業アルバム, 副食費

### 《補助対象とならないものの例》

写真, DVD, P T A会費, 英語レッスン料, 延長保育料

その他, 詳細については, 子育て推進課までお問い合わせください。

## (10) 認可外保育施設利用者補助事業

芦屋市では、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を希望しながら、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、平成30年4月から平成34年3月までのあいだ、保育料の一部補助を実施します。

詳しい内容は、芦屋市HPをご覧いただくか子育て推進課までお問い合わせください。

# 13 保育について

## (1) 保育の内容

保育理念
“いのち”を大切にし、生きる力の基礎を育む
保育方針
・一人一人のあるがままの姿を受け止め、共感し、子どもの豊かな育ちを援助する ・様々な環境を通して、ともに育ち合う力を養う ・家庭・地域社会と連携し、子育て支援の拠点としての役割を担う
保育目標
Ⓐかるく元気な子ども Ⓡっかり考え合う子ども Ⓢさしい子ども

## (2) 慣れるまでの保育(慣らし保育)

子どもが、保育所生活に慣れるまで1週間程度が必要です。生活の変化に慣れ、自然に保育所生活に入っていくためのものです。子どもの状態に合わせ保育時間をのばしていきます。

- |                              |
|------------------------------|
| 1日目…午前中、親子で保育を受け、昼食まで        |
| 2日目…親が帰ることを知らせ、お子さんだけで昼食まで保育 |
| 3日目以降…午前中保育から徐々に全日保育へ        |

## (3) 年間行事

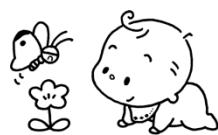
※ 各保育施設により異なります。

保育所行事	保健行事
入所・進級式、懇談会、七夕まつり、プール開き、運動会、遠足、生活発表会、クリスマス、お正月あそび、ひな祭り、修了式	健康診断(内科、歯科等)、尿、歯磨き指導、視力検査、身体測定

## (4) 一日の過ごし方

※ 各保育施設により異なります。

乳児	幼児
登所 室内・室外遊び クラス別保育(睡眠) 食事(離乳食・ミルク) 昼寝 おやつ 帰宅準備 室内・室外遊び 順次降所 延長保育	登所 室内・室外遊び クラス別保育 食事 昼寝 おやつ 帰宅準備 室内・室外遊び 順次降所 延長保育



## (5) その他

保育施設では、長い時間保育が行われ、子どもが心身ともに疲れやすいため、保育についてはいろいろ工夫しています。しかし、子どもの心の安定は温かい家庭の中で保たれるものですから、親子のふれ合いを大切にしてください。

## 1 4 給食

---

給食は、子どもの年齢・発達に応じた望ましい食事習慣と心身両面の健全な発達を図ることを目的としています。好き嫌いせず何でも食べる元気な子ども・本物の味を知る子ども・食事の楽しさを知る子どもを育てることを目指し次のような給食を行っています。

### (1) 給食内容

年齢に応じた調理方法や量を考慮し、安全で衛生的な食事を提供しています。また、生活に変化を与え、食を通して文化を知るため、年に数回行事食を実施しています。

### (2) 離乳食

家庭と連携をとり、一人ひとりの子どもの状態に応じた食事の提供を行っています。

### (3) 給食便り

毎月「給食だより」を発行し、食についての情報を発信しています。また、毎月の献立表も配布しています。家庭での食事の参考にしてください。

### (4) 食育

乳幼児期は、毎日の生活そのものが食育につながりますが、栽培活動・クッキング保育・教材や食材を使っての様々な取り組みなどの「食育」にも力を入れています。

### (5) 食物アレルギー児の給食

子どもの安全を第一に考え、症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を全て除去します。(完全除去)

除去する食物は医師の診断による芦屋市保育所食物アレルギー対応指示書に基づいて決定し、できる限り代替食の提供をします。芦屋市保育所食物アレルギー対応指示書は、基本6ヶ月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合も、そのつど芦屋市保育所食物アレルギー対応指示書等の書類の提出が必要です。



# 1 5 保健衛生

---

## (1) 病気になった場合

まずは、子どもの治療に専念しましょう。病気の子どもの保育が必要な場合は、病児・病後児保育をご検討ください。病児・病後児保育についてはP36をご覧ください。

## (2) 感染症を疑う場合

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活するため、感染症はすぐに広がります。感染症が疑われる場合は、必ず医療機関で受診し診断を受けてください。感染症にかかった場合、保育所(園)生活が可能かどうか主治医の指示に従ってください(保育施設へも連絡してください。)。また、感染症の種類によっては登所(園)の際、医師の「登所(園)意見書」(有料)が必要な場合があります。詳しくは、P56をご覧ください。

## (3) 保育中の病気又はけが

保育中の発病又はけがのため、集団生活ができないときは連絡しますので、なるべく早くお迎えに来てください。保育中のけがは応急の処置をし、場合によっては医療機関で受診します(治療費は保護者にご負担いただきます。)。

## (4) その他

- ・ 子どもが集団生活をおくれるか顔色、きげん、便の状態などの健康観察をしましょう。
- ・ 子どもが微熱でも集団保育に適さない場合は、自宅療養をお願いすることができます。
- ・ 子どもの感染予防のため、予防接種を医師の指示に従い適切な時期に受けましょう。
- ・ 薬は原則としてお預かりしません。

## (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について(市立のみ)

市立保育所及び市立認定こども園は入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育所の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療費総額が5,000円(保険点数500点)以上のものについて、医療費総額の4割相当額の給付が受けられます。

また、給付を受ける場合は、本市の福祉医療制度助成制度(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから3~4か月後に給付されます。

★ 私立保育園等については、各保育園等で災害保険等に加入していますが、加入保険によって給付内容や給付手続き等が異なりますので、各保育園等にお尋ねください。

## 1 6 入所時のきまりとお願ひ

登所(園)のとき	<ul style="list-style-type: none"><li>決められた時間までに登所(園)し、タイムカードを押してから当番保育士に挨拶をしてください。</li><li>家庭での生活でかわったことがあったり、身体の調子が悪かったりするときは、必ず当番保育士に伝えてください。</li><li>仕事がお休みの場合、必ず当番保育士に伝えてください。</li></ul>
降所(園)のとき	<ul style="list-style-type: none"><li>仕事等が済みしだい、決められた時間までに速やかにお迎えにきてください。</li><li>買い物等の私用は、お迎えを済ませてからにしてください。</li><li>お迎えに来られたら、タイムカードを押してください。</li><li>保育中に変わったことがあればお知らせしますので、当番保育士に声をかけてから降所(園)してください。</li></ul>
休むときや遅れるとき	<ul style="list-style-type: none"><li>8：30までに、理由もあわせて連絡をお願いします。</li></ul>

### <その他のお願い>

- ① 登、降所(園)は緊急連絡票に記入された決まった安全な道を通ってください。
- ② 原則として保護者又はこれにかわる人が、責任を持って決まった時間に送り迎えをしてください。時間がかかるときや、かわりの方が来られるときは、必ず前もって保護者から直接連絡してください(かわりの人からの電話は受け付けません。)。
- ③ 保育施設の門を開けたままにしておくと子どもが外に出ることがあり危険です。そのつど、必ず門を閉めてください。
- ④ 自転車、自動車は他の通行の妨げにならないようにし、鍵をかけ、貴重品は手離さないようしてください。
- ⑤ 毎月の保育、保健、給食についてお便りをお配りしますのでよく読んでください。
- ⑥ 住所、勤務先、勤務時間、保育時間、家族構成、緊急連絡先などが変わったり、保育所(園)等をやめる事情がおきた場合は、「在職証明書」や「変更等願(届)」等を保育施設を通じて子育て推進課に提出してください。
- ⑦ 每年7月に入所中の子どもに対する保育の必要性を確認するため、父母等の就労実態調査を行っていますので、ご協力お願いします。
- ⑧ 災害時の対応については、次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご覧ください。

## 災害発生時の取扱いについて

### 1 警報・特別警報発令時

芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。（特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。）。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閉園します。 ※ 保育中の場合、閉園となりますので、お迎えをお願いします。園から「閉園」・「お迎えの時間」をお知らせします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開園します。 ※ 通園中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変わったりする可能性</u>や不測の事態も起り得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 午前7時時点で発令中の場合 1日閉園となります。</li> </ul>	
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閉園します。 【保育中の場合】 閉園となりますので、お迎えをお願いします。「閉園」・「安否について」をお知らせします。 ※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 午前7時時点で発令中の場合、閉園します。</li> <li>○ 午前10時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開園となります。 (園から「開園時間」をお知らせします。また、給食はありませんので、<u>お弁当をお持ちください。</u>)</li> <li>● 午前10時時点で発令中の場合 1日閉園となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 午前7時時点で発令中の場合 1日閉園となります。</li> </ul>	



## 2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一帯対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
避難準備高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地域の施設は閉園します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育中の場合、閉園となりますので、お迎えをお願いします。</li> <li>※ 開園時期については、施設の状況等を確認の上、園から連絡します。</li> </ul> </li> <li>● 午前7時時点で発令中の場合 1日閉園となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉園します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対象地域の通園中に危険なことが起こったり、<u>避難勧告に変わったり</u>と不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭での保育をお願いします。</li> </ul> </li> </ul>
避難勧告 避難指示 警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地域の施設は閉園します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 園から「閉園」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。</li> <li>※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。</li> </ul> </li> </ul>	

## 3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉園します。</li> </ul>	
震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閉園します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育中の場合、閉園となりますので、お迎えをお願いします。園から「閉園」・「安否について」をお知らせします。</li> <li>※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 閉園します           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 園から「安否について」お知らせします。</li> <li>※ 施設の状態、交通機関のマヒ等により、閉園となる可能性があることをご了承ください。</li> <li>※ 通園中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変わったりする可能性</u>や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</li> </ul> </li> </ul>
震度5強以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閉園します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育中の場合、閉園となりますので、お迎えをお願いします。園から「閉園」・「安否について」お知らせします。避難する場合は「ミマモルメ」及び「正門での掲示」により連絡する予定です。</li> <li>※ 翌日以降の開園については園からお知らせします。</li> </ul> </li> </ul>	

#### 4 津波に関する情報発令の対応について

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
津波注意 報発令	○ 閉園します。	
津波警報 発令 大津波警 報発令	<p>● 2号線以南の施設は、閉園します。</p> <p>※ 保育中の場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。園から「閉園」・「安否について」・「避難の有無」等をお知らせします。</p> <p>※ 翌日以降の開園については園から別途お知らせします。</p>	



# 17 病児・病後児保育事業

病気等により、保育施設で集団生活が困難な子どもを一時的にお預かりする事業です。

## (1) 利用できる方

次のすべてに該当する児童

- ・ 芦屋市に居住又は芦屋市の保育施設に在籍する生後6か月から小学6年生までの子ども
- ・ 保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭の都合により家庭での保育を行うことが困難な子ども
- ・ 当面症状の急変はないが、病気等の回復に至っていない子ども又は回復期の子ども

## (2) 対象となる病気やけが

- ・ 風邪や下痢など、子どもが日常的にかかる病気
- ・ 水っぽうそう、風しんなどの感染症疾患
- ・ ぜんそくなどの慢性疾患
- ・ 骨折やけがなどの外傷性疾患

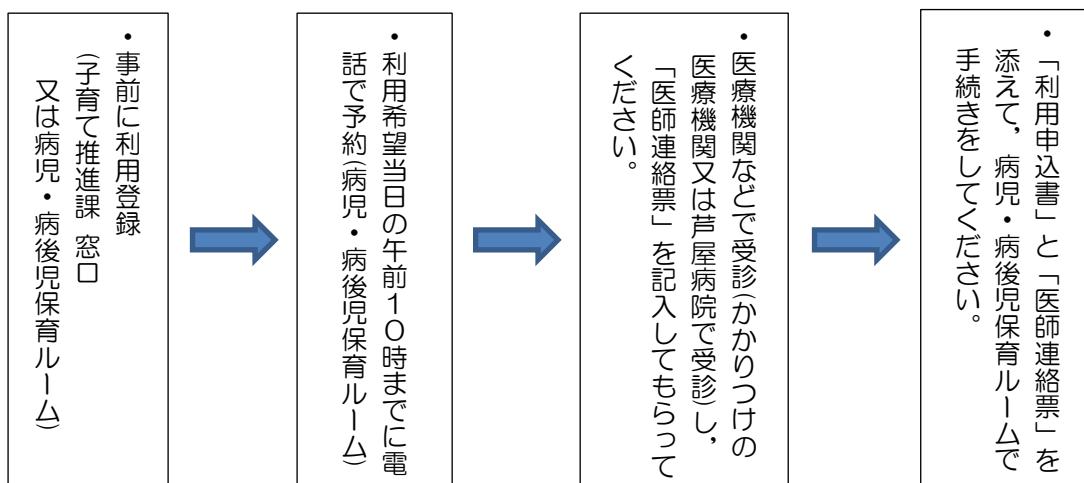
★ 病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染症の強い疾患の場合は、お預かりできないことがありますのでご了承ください。

## (3) 実施場所・定員・利用できる日時と費用

実施場所	【市立芦屋病院内】芦屋市病児・病後児保育ルーム(ひよこクラブ) 芦屋市朝日ヶ丘町39-1 TEL: 31-2217
定員	1日あたり4人(最大)
利用可能時間	・月曜日から金曜日 ・7時30分から18時まで
休園日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
利用日数	連続して7日を限度
費用 (保育ルームに 納めてください)	・利用料・・・1人1日 2,000円 ※生活保護世帯は減免制度がありますので、子育て推進課へ申請してください。 ・給食費・・・500円(弁当持参も可能です。) ※食物アレルギーの子どもは必ずお弁当を持参してください。

★ その他、受診に係る費用及び医師からの連絡票などの作成費は保護者負担となります。

## (4) 利用の流れ



## 18 一時預かり事業

保護者の方が週2～3日程度で働く場合や、病気などで入院し、家庭で子どもをみることができない場合に、就学前の子どもをお預かりする事業です。

①非定型保育	保護者の就労・職業訓練学校等で平均週3日までを限度とし、断続的に家庭で子どもの世話ができないとき
②緊急保育	保護者の疾病、出産(産前1か月 産後1か月)、看護、介護等やむを得ない理由で緊急、一時的に家庭で子どもの世話ができないとき

### (1) 利用できる方

- 保護者と申込み児童の住民票が芦屋市にある方
  - 就学前までの子ども
- ★ 緊急保育に合致しても緊急性に乏しい場合は、非定型保育と同じ取扱いになります。
- ★ 上記①②とも保育士の配置が特に必要な子どもは、お受けできないことがあります。
- ★ 緊急保育は原則として事前申請はできません。

### (2) 保育園一覧（申請する際、実施園については再度子育て推進課まで確認してください。）

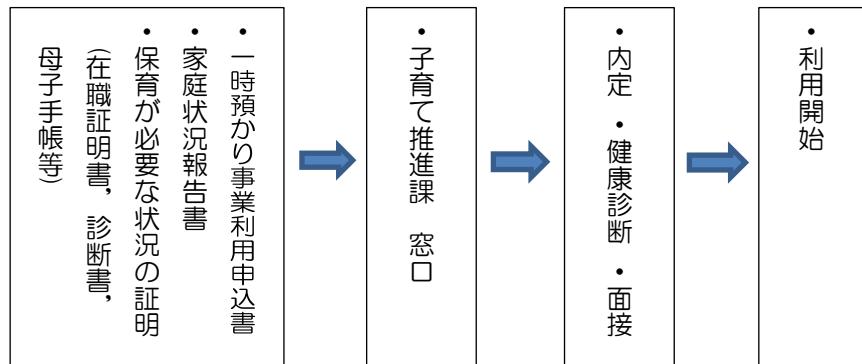
さくら保育園	1歳児～3歳児まで	夢咲保育園	1歳児～就学前まで
芦屋こばと保育園	生後6か月～2歳児まで	茶屋保育園	1歳児～就学前まで
山手夢保育園	1歳児～就学前まで	浜風あすのこども園	2歳児～就学前まで

★ 上記1歳児、2歳児、3歳児とは、当該年度の初日(4月1日現在)の年齢をいいます。

### (3) 利用できる日時と費用

利用可能時間	<ul style="list-style-type: none"><li>月曜日から金曜日</li><li>9時から17時のうち家庭保育が困難な時間</li></ul> <p>※ ただし、預かり時間については、園の受け入れ体制もありますので、面接時に再度確認してください。</p>
費用	1日につき2,000円(うち500円は飲食物費) <p>※ 利用料については、生活保護法による被保護世帯、前年分の市町村民税所得割非課税世帯のうち、母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等の場合は、飲食物費の500円のみとなりますのでご相談ください。</p> <p>※ アレルギーのある子どもは弁当持参が必要な場合もあります。</p>

### (4) 利用の流れ



# 19 市立認定こども園の預かり保育について

問い合わせ：子育て推進課 電話：38-2128

以下のとおり、平成31年4月より市立認定こども園で預かり保育を実施します。

## (1) 対象者

市立認定こども園に在園する1号認定子どものうち保護者の就労等や疾病・看護・兄弟姉妹の参観等により保育を必要とする子ども

## (2) 利用可能日数について

利用可能日数については、1か月当たり15日が限度となります。（ただし、保護者の疾病等やむを得ない場合を除きます。）

## (3) 利用区分及び預かり保育料

実施時期	区分	保育時間	預かり保育料(日額)
春季・夏季・冬季 休業日	A	午前9時から午後4時30分まで	1,300円
	B	午前9時から午後1時30分まで	800円
	C	午後1時30分から午後4時30分まで	500円
上記以外の日	D	式典終了後から午後4時30分まで	1,000円
	E	午後1時30分から午後4時30分まで	500円

※ 区分A、B、Dの場合は、給食費（1食230円）が別途必要です。

※ 各区分内の利用時間によらず預かり保育料は定額です。

※ 土・日・祝日・年末年始は実施しません。

※ 私立認定こども園は直接施設にお問い合わせください。

## (4) その他

平成31年3月31日時点で4歳児として市立精道幼稚園に在籍する園児が進級し、市立精道こども園に5歳児として在園する場合は、1か月当たりの利用日数の制限及び利用区分・預かり保育料については従前どおりです。



## 20 応援します あなたの子育て

(1) 市立幼稚園の預かり保育 問い合わせ：教育委員会管理課 電話：38-2085  
対象：市立幼稚園に通う園児

預かり保育時間は下記のとおりです。

区分	預かり保育時間(最大)
通常保育時(弁当日)	14時30分～16時30分まで
通常保育時(弁当日以外の日)	11時50分～16時30分まで
春季・夏季・冬季休業日	8時50分～16時30分まで

★ 昼食には弁当をご持参ください。また、おやつもご準備ください。

利用する時間数に関わらず、1日の利用につき下記の日額料金がかかります。(平成30年度)

区分	預かり保育料
通常保育時	日額400円
春季・夏季・冬季休業日	日額800円

※ 保育料の階層により、料金が無料となる場合があります。

※ 私立幼稚園（認定こども園含む）は直接施設にお問い合わせください。

(2) 芦屋市シルバー人材センター キッズサポート“まつばっくり” 電話：32-1414

乳幼児一時預かりサービス、保育施設・学校への送迎、児童の見守り、産前産後時の家事援助サービス等

(3) 児童センター(上宮川文化センター内) 電話：22-9229

児童の健全育成事業及び子育て支援事業を行なっています。

(4) ファミリー・サポート・センター 電話：25-0521

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(協力会員)が会員となり、子育ての相互援助活動を行う会員制の組織です。(事前登録が必ず必要です)原則として協力会員の自宅にて小学校6年生までの子どもを預かります。

- ◆ 保育施設までの送迎
- ◆ 残業でお迎えに行けないとき
- ◆ 保護者の時間が欲しいとき(美容院・おけいこ・ショッピング等)
- ◆ 子ども連れでは行きにくい外出(病院・参観・冠婚葬祭等)

(5) 子育て家庭ショートステイ 問い合わせ：家庭児童相談室 電話：31-0643

家族の入院・事故、その他やむを得ない事由で、満18歳までの子どもの養育が一時的に困難になった場合、芦屋市が指定している児童福祉施設で子どもを預かります。

## 2 1 保育施設 Q & A

☆よくいただく述べています。重要な事が含まれていますので必ずご確認ください。

### ◆入所(園)申請に関すること(全般)

	質 問	回 答
1	認定は必ず受けなければいけませんか	◎ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所(園)等の利用に際しては、認定(支給認定)を受けることが必要となります。申込み後、原則30日以内(4月申請の場合は3月下旬)に認定証を送付します。芦屋市から転出されたり、保育施設を退所(園)された場合は、認定証を保育施設または子育て推進課まで返却してください。
2	2歳児の子がいます。3歳になつたら認定は変わりますか	◎ 変わります。3歳の誕生日を迎える前日に3号認定から2号認定に切り替わります。
3	産前産後休暇と育児休暇を取得の予定ですが、何か手續が必要ですか	◎ 「産前産後休暇 及び 育児休業に関する証明書」をご提出ください。産前産後休暇中は保育標準時間、育児休業中は保育短時間の認定となります。
4	保育所を申し込みと必ず入所できますか	◎ 保育施設入所(園)を希望されている方が、大変多い状況にあります。申請をしても必ず入所できるとは限りません。特に0歳から3歳の児童は、申請が大変多く入所(園)が難しい状況です。希望する保育施設を増やすなど入所(園)できる可能性を高くする方法をご検討ください。
5	保育所の空き情報は公開されていますか	◎ 毎月、芦屋市のホームページに入所児童人数を公開しています(入所人数と待機の人数を確認できます。)。
6	定員に空きがない保育所を希望することはできますか	◎ できます。申請時点で空きがなくても、審査までに退所(園)等が生じた場合は、受け入れ可能となる場合があります。申請時点の空き状況に関わらず希望をお書きください。
7	育児休業中でも申請はできますか	◎ 育児休業中でも、申請は可能ですが、 <u>入所(園)後1ヶ月以内に復職してください。</u> 復職から2週間以内に「復職証明書」を利用している保育施設に提出してください。(例)7月1日入所の場合、8月1日付の「復職証明書」も有効です。

	質問	回答
8	乳児は何か月から保育所で預かってもらえますか	◎ 生後3か月経過後からです(3か月未満でも申請は可)。ただし、山手夢保育園と夢咲保育園は5月入園以降については <u>生後8週経過後</u> の乳児を受け入れています。
9	求職中でも申請はできますか	◎ できます。ただし、 <u>入所(園)後3か月以内に就職することが条件です。</u> 入所(園)後、就労(週4日以上かつ1日4時間以上)し、「在職証明書」を保育施設に提出してください。待機中に就労が決まり、認可外保育園(一時預かり事業、ファミリーサポートセンター等も含む)を利用(週4日以上かつ1日4時間以上)している場合は、就労実績のある「在職証明書」と認可外保育園の「在園証明書」を提出してください。
10	幼稚園に通っている子どもを夏休み期間だけ保育所に預けることはできますか	◎ 幼稚園と保育所の二重在籍となるためできません。
11	保育所の見学はできますか	◎ できます。事前に保育施設に連絡の上、なるべく子どもと一緒に見学してください。保育施設内の見学をしたり保育方針等の説明を聞いたりして希望保育所を決めてください。園庭開放を実施している保育施設は、曜日や時間を確認の上見学してください。
12	認可保育所と認可外保育園はどう違うのですか	◎ 【認可保育所】 施設の面積や設備、保育士や調理員の配置などが、国の基準を満たし、県又は市に認可された施設です。 ⇒市に申請します。 ◎ 【認可外保育園】 認可保育所以外の保育施設であり、保育料や保育内容は施設により異なります。 ⇒個別に施設に申請します。
13	出生前に予約申込みはできますか	◎ 出生前に申請はできません。ただし、4月入所(園)の申請については、出生予定での受付をします。
14	2人以上の児童を同時に申し込んで別々の保育所になる場合もありますか	◎ あります。 ★ 兄弟姉妹の入所(園)に関しては、「支給認定申請書兼利用申請書(児童台帳)」の条件事項の欄に希望を記入してください。

	質問	回答
15	現在待機中です。平成31年4月入所のために再度申請が必要ですか	◎ 年度ごとに申請が必要です。 ★ 待機中に、家庭状況、就労状況、希望保育所(園)等の変更があった場合は必ず子育て推進課に連絡してください。
16	年度途中で誕生日が来て年齢が変わるとクラスも変わるのでしょうか	◎ 年度の途中で誕生日が来てもクラスは変わりません。 ★ 平成31年度入所児童年齢表(P2)をご覧ください。
17	月の途中でも入所はできますか	◎ 月途中からの入所(園)はできません。毎月1日入所(園)のみとなっています。
18	要配慮児ですが、入所はできますか	◎ 入所(園)は可能です。ただし、保育施設の受け入れ状況により入所(園)ができない場合もあります。配慮が必要な場合や気になることがある場合は窓口でお伝えください。 ★ 申請時に診断書及び発達が分かるもの等、書類を提出してください。
19	アレルギーがあるのですが、何か必要ですか	◎ 「支給認定申請書兼利用申請書(児童台帳)」の入所(希望)児童の状況欄に詳しくご記入ください。内定後、入所までに食物アレルギー対応申請書と医師による食物アレルギー対応指示書を提出してください。ただし、原因となる食材や症状の重度な場合等、対応が難しい場合があります。
20	自動車での送迎は可能ですか	◎ やむを得ない場合は、車での送迎は禁止ではありませんが、利用に際しては近隣のご迷惑にならないよう節度ある利用をお願いします。車の利用について制限がある場合もありますので、保育施設を希望される前に、直接保育施設にご確認ください。

#### ◆入所申請に関すること(記入方法・必要書類など)

	質問	回答
21	希望保育所の欄が6枠ありますが、すべて記入するのでしょうか	◎ すべて記入する必要はありません。申請が多く入所(園)ができない場合がありますので、可能な限り通える範囲で記入してください。 ★ 通所(園)が可能であれば6か所以上希望することもできます。

	質問	回答
22	希望保育所は多く書いた方が有利ですか	◎ 多くご記入いただかれた方が入所(園)の可能性は高くなっていますが、入所(園)後の送迎を考慮し、通える範囲で希望してください。内定を2回辞退すると待機ポイントはなくなります(待機ポイントの加点がない場合は、指數の合計点より1点減点することとなります。)。
23	2人以上の児童を同時に申し込む場合、証明書は何人分必要ですか	◎ 人数分の証明書が必要となります。原本1通とコピーを合わせて人数分ご用意ください。
24	同居の祖父母が現在64歳ですが、「在職証明書」の提出が必要ですか	◎ 64歳であれば必要です。入所(園)希望日前日時点で65歳未満であれば、「同居の祖父母等に関する申立書」と保育ができないことを証明する「在職証明書」や医師の診断書が必要です。65歳以上の場合は、「在職証明書」等の書類の提出は不要です。(「同居の祖父母等に関する申立書」のみ必要)
25	証明書の発行日は提出日の何日前まで有効ですか	◎ 締切月より <u>3か月以内</u> のものをご用意ください。 ★ <u>発行日を必ず入れてもらってください。</u> (例) 9月10日締切の場合、6月1日以降に発行されたものが有効
26	内定の状態でしたが、実際に勤務を始めました。何か必要な書類はありますか	◎ 就労実績のある「在職証明書」を提出してください。認可外保育施設(一時預かり事業、ファミリーサポートセンター等も含む)に週4日以上かつ1日4時間以上預けている場合は、「在園証明書」も併せて提出してください。求職中で申請をされていて就労が始まった場合も同様に、それぞれ証明書を提出してください。
27	病気のため診断書を提出するつもりですが、病名や症状の他に書いてもらうことはありますか	◎ 保育ができない状況(できるだけ詳しく)と療養期間を記載してもらってください。
28	申込みに必要な書類がすべて揃わないと審査の対象とはならないのですか	◎ 審査対象にはなりますが、選考上不利になる場合があります。締切日までに提出された書類に基づいて入所審査のための指數を算定します。そのため、書類の不足や書類に不備があると指數を算定することができます、本来の指數より低く算定される場合があります。 ※ 書類は全て揃えていただくことが前提です。

	質問	回答
29	子どもの成長や日々の生活で少し気になることがある場合は、申し出ることで入所に不利になりますか	◎ 不利になることはありません。子どもが保育所(園)等で安心して過ごしていただくために少しでも気になることがあれば必ずお知らせください。ただし、入所(園)に際して、医師の診断書が必要となる場合があります。
30	「在職証明書」に就労実績を記入するのはなぜですか	◎ 入所審査のための指標は「在職証明書」の契約内容と就労実績により算定するためです。就労実績の記入がない場合、就労確認ができないため、本来の指標より低く算定される場合もあります。 ★ 育児休業や休職の期間中においては、就労実績がない場合もあります。
31	待機ポイントの始期はいつからですか	◎ 申込書を提出した日でなく、保育を希望する月の1日からとなります。また、市外の保育施設における待機期間は待機ポイントに加算されません。
32	出産で申し込む場合は、いつから申請は可能でしょうか	◎ 出産の場合は、産前2か月前となっています。 例えば、出産予定日が10月15日の場合、産前2か月前は8月15日となるので9月1日入所希望日となります。したがって申請書類の提出期限は8月10日となります。 ◎ 10月1日の場合、産前2か月前は8月1日（入所希望日）となります。したがって申請書類の提出期限は7月10日となります。
33	育児休業終了又は途中で離職した場合はどうなりますか	◎ 育児休業中に離職し翌日から引き続いて就業した場合は問題ありませんが、日をおいて別の会社に就業した場合は、育児休業ポイントはなくなります。特に4月1日入所申し込みの方は、入所の取り消しになりますので注意して下さい。

## ◆入所(園)後に関すること

	質問	回答
34	現在、認可保育所に入所しています。他の保育所に転所したいのですが、できますか	◎ 希望があれば、申請してください(用紙は保育所(園)等にあります。)。年度内の途中転所(園)は定員に空きがあれば可能です。平成31年度からの転所(園)希望については10月頃に「変更に係る調査」を在所(園)している児童の保護者に対して実施します。転所(園)希望の場合は期限内に希望保育施設と転所(園)希望理由をできるだけ詳しく書いて締切日までに提出してください。なお、転所(園)については、やむを得ない事情がある場合は考慮させていただきます。

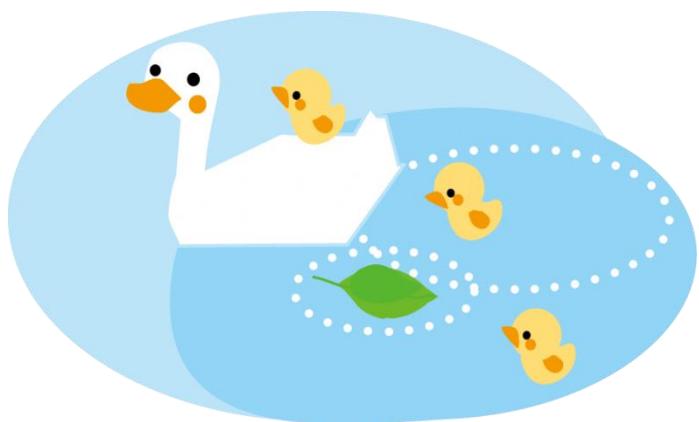
	質　問	回　答
35	転所の申請をして内定となりましたが、事情により転所を取りやめたいのですが、できますか	◎ 内定した場合、転所前の保育施設に別の希望者を受付していますので転所(園)の取りやめはできません。 ★ 改めて転所(園)の申請が必要です。
36	現在、2歳児までの保育所に在籍しています。3歳児になった時はどうなりますか	◎ 2歳までの保育施設に在籍している児童については、事前に希望をお聞きし、4月の入所選考に先立って、利用調整を行うことになります。ただし、必ず希望通りの保育施設に入所(園)できるとは限りません。
37	在園中は就労等の調査はありますか	◎ 毎年6月～7月にかけて、4月1日在園児を対象に就労実態調査を実施しています。その際、別途証明書を提出していただきます。

## ◆保育料に関すること

	質　問	回　答
38	認可保育所(市立・私立)や認定こども園(保育所部)、小規模保育事業で保育料は違うのでしょうか	◎ 同じです。市が保護者の市町村民税所得割の額(保護者合算)に基づき階層区分に応じて決定します。ただし、保育施設によっては制服や帽子など揃えたり、実費が必要となります(詳細はP19～P23)。
39	保護者が海外勤務(単身赴任)しています。保育料はどのように決まりますか	◎ 保育料は世帯で合算して決定します。海外赴任者については、所得を証明できる書類(勤務先の給与証明等)を提出してください。
40	現在2歳児クラスに入所しています。誕生日がきて3歳になると保育料は変わりますか	◎ 誕生日がきても保育料は変わりません。4月1日時点での満年齢が当該年度のクラスになりますので、年度の途中で満3歳になられた場合でも、引き続き3歳未満の保育料が適用されます。平成31年度入所児童年齢表(P2)をご覧ください。

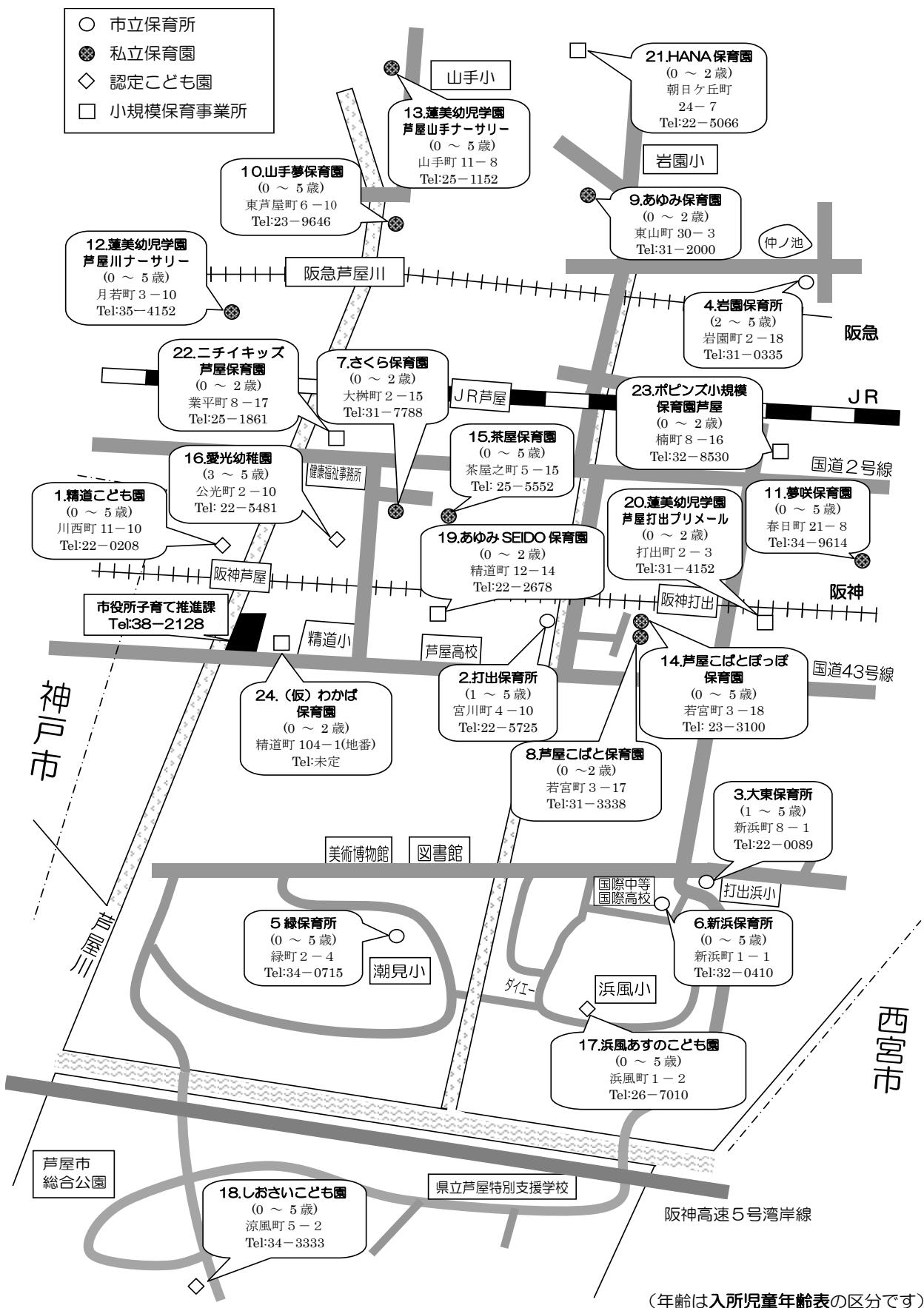


# 資 料





# 1 保育施設所在地



## 2 保育施設一覧

### 市立保育施設一覧

No	施設名	所在地	電話番号	ファクス番号
1	精道こども園 (平成31年4月開園予定)	川西町11番10号	(22)0208	
2	打出保育所 (平成34年4月から民間移管の予定)	宮川町4番10号	(22)5725	(22)5725
3	大東保育所 (平成34年4月から民間移管の予定)	新浜町8番1号	(22)0089	(22)0089
4	岩園保育所	岩園町2番18号	(31)0335	(31)0335
5	緑保育所	緑町2番4号	(34)0715	(34)0715
6	新浜保育所 (平成33年4月から認定こども園へ変更予定)	新浜町1番1号	(32)0410	(32)0410

### 私立保育園一覧

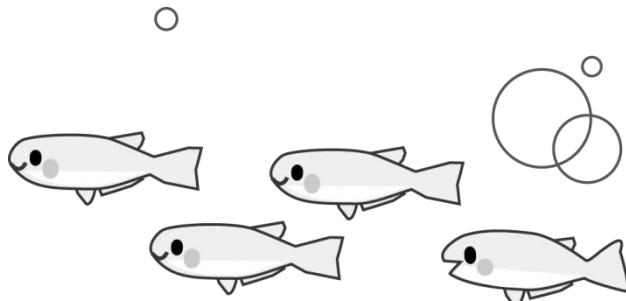
No	施設名	所在地	電話番号	ファクス番号
7	さくら保育園	大樹町2番15号	(31)7788	(31)7835
8	芦屋こばと保育園	若宮町3番17号	(31)3338	(31)3345
9	あゆみ保育園	東山町30番3号	(31)2000	(31)2000
10	山手夢保育園	東芦屋町6番10号	(23)9646	(23)9647
11	夢咲保育園	春日町21番8号	(34)9614	(25)9615
12	蓮美幼稚園 芦屋川ナーサリー	月若町3番10号	(35)4152	(35)4151
13	蓮美幼稚園 芦屋山手ナーサリー	山手町11番8号	(25)1152	(25)1153
14	芦屋こばとぼっぽ 保育園	若宮町3番18号	(23)3100	(23)3133
15	茶屋保育園	茶屋之町5番15号	(25)5552	(25)5553

## 私立認定こども園一覧

No	施設名	所在地	電話番号	ファクス番号
16	愛光幼稚園	公光町2番10号	(22)5481	(23)5680
17	浜風あすのこども園	浜風町1番2号	(26)7010	(26)7030
18	しおさいこども園	涼風町5番2号	(34)3333	(34)3334

## 小規模保育事業所一覧

No	施設名	所在地	電話番号	ファクス番号
19	あゆみ SEIDO 保育園	精道町12番14号 プール・トゥジュール芦屋1階	(22)2678	(22)2678
20	蓮美幼稚園 芦屋打出プリメール	打出町2番3号 芦屋ニューコーポ101	(31)4152	(31)4153
21	HANA保育園	朝日ヶ丘町24番7号	(22)5066	(22)5066
22	ニチイキッズ 芦屋保育園	業平町8番17号 メインステージ芦屋川2階	(25)1861	(25)1862
23	ポピinz 小規模保育園芦屋	楠町8番16号 ハイネス山下1階	(32)8530	(32)8530
24	(仮)わかば保育園 (平成31年1月開園予定)	精道町104番1 (地番)		未定



### 3 平成31年度保育施設定員一覧（予定）

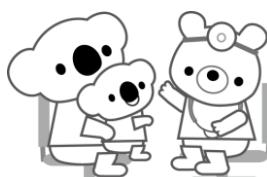
(平成30年10月現在)

保育施設	認可年月	児童の年齢別定員数(人)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
精道	H31. 4	6	10	15	25	25	25	106
打出	S27. 8		10	20	20	20	20	90
大東	S34. 4		5	10	15	15	15	60
岩園	S53. 10			10	15	17	18	60
緑	S54. 5	6	10	10	15	19	20	80
新浜	S57. 4	6	10	20	20	20	24	100
さくら	S52. 4	15	15	15				45
こばと	S51. 11	10	10	10				30
あゆみ	H14. 4	9	6	6				21
山手夢	H19. 4	9	20	20	23	24	24	120
夢咲	H22. 4	9	10	10	10	10	11	60
蓮美・芦屋川	H24. 5	6	10	10	13	13	13	65
蓮美・芦屋山手	H25. 4	6	13	13	13	13	13	71
こばとぼっぽ	H26. 4	6	7	7	17	17	17	71
茶屋	H26. 12	3	15	15	15	15	15	78
愛光	H27. 4				6	6	6	18
浜風あすの	H30. 4	15	20	25	25	25	25	135
しおさい	H30. 4	9	12	15	18	18	18	90
あゆみSEIDO	H27. 4	6	6	7				19
蓮美 芦屋打出プリメール	H27. 4	2	5	5				12
HANA	H27. 10	5	5	6				16
ニチイキッズ	H27. 12	6	6	7				19
ポピングス	H28. 4	6	6	7				19
(仮)わかば	H31. 1	3	7	9				19
合計	—	143	218	272	250	257	264	1404

## 4 嘱託医一覧

(平成 30 年 10 月現在)

市立保育施設				
施設名	嘱託医医院名	科 目	電 話	住 所
精道こども園 (22-0208)	かわもり小児科	小児 アレルギー	34-6321	竹園町6-22
	なかにしクリニック	内・外	25-1751	船戸町3-23-3F
	藤田歯科診療所	歯	25-0646	公光町7-10-201
打出保育所 (22-5725)	みむらクリニック	内・小児 アレルギー	32-5172	大原町15-14
	須山脳神経外科クリニック	脳神経外	32-0020	精道町7-1-3F
	こうだ歯科クリニック	歯	25-1182	春日町4-2
大東保育所 (22-0089)	鈴木小児科	小児	34-0766	高浜町7-2-105
	本田外科胃腸科	外	31-2221	宮川町5-11
	むらまつ歯科クリニック	歯	26-1081	吳川町11-22
岩園保育所 (31-0335)	京極小児科	小児	31-2735	楠町8-13
	永松クリニック	外	32-3399	東芦屋町6-22
	岡歯科医院	歯	22-0139	大原町 11-24-206
緑保育所 (34-0715)	多田医院	内・小児	32-3884	打出小槌町13-5
	林整形外科・外科医院	外・整形外	32-8880	高浜町7-2-105
	宇賀歯科医院	歯	22-4074	大樹町3-7
新浜保育所 (32-0410)	鈴木小児科	小児	34-0766	高浜町7-2-105
	林整形外科・外科医院	外・整形外	32-8880	高浜町7-2-105
	タバタデンタルクリニック	歯	21-5655	船戸町10-18 マグナスビル1F



私立保育園				
施設名	嘱託医医院名	科 目	電 話	住 所
さくら保育園 (31-7788)	ながれたに内科クリニック	内	22-4592	津知町3-12
	芦屋コミニティークリニック 山内歯科口腔外科	歯	31-8801	朝日ヶ丘町39-1
芦屋こばと 保育園 (31-3338)	ひよこキッズクリニック	小児	22-1450	月若町8-2-2 アマーレ芦屋川1F
	にしき歯科医院	歯	23-6430	浜町2-11 ピュア芦屋101
あゆみ保育園 (31-2000)	筋師医院	内 消化器内	23-0627	岩園町7-26
	藤田歯科診療所	歯	25-0646	公光町7-10-201
山手夢保育園 (23-9646)	青い鳥クリニック	小児 アレルギー	21-6330	大東町8-26
	平林医院	内・外	22-3548	浜町9-5-101
	デンタルクリニックツジ	歯	35-4618	陽光町3-29
夢咲保育園 (34-9614)	青い鳥クリニック	小児 アレルギー	21-6330	大東町8-26
	にしわき消化器内科・外科 クリニック	消化器内・外	38-9891	浜町9-9
	歯科松木医院	歯	23-8811	春日町23-8 ベッサーボーネン芦屋1F
蓮美幼稚学園 芦屋川ナーサリー (35-4152)	みむらクリニック	内・小児 アレルギー	32-5172	大原町15-14
	若林歯科医院	歯	22-4882	船戸町4-1-407
蓮美幼稚学園 芦屋山手ナーサリー (25-1152)	みむらクリニック	内・小児 アレルギー	32-5172	大原町15-14
	若林歯科医院	歯	22-4882	船戸町4-1-407
芦屋こばと ぽっぽ保育園 (23-3100)	ひよこキッズクリニック	小児	22-1450	月若町8-2-2 アマーレ芦屋川1F
	にしわき消化器内科・外科 クリニック	消化器内・外	38-9891	浜町9-9
	まるやま矯正歯科	歯	32-5516	大東町11-24-201
茶屋保育園 (25-5552)	芦屋こころとからだの クリニック	内	22-5525	茶屋之町3-2
	のとはら歯科医院	歯	35-1182	公光町11-7 倉内ビル2F

私立認定こども園				
施設名	嘱託医医院名	科 目	電 話	住 所
愛光幼稚園 (22-5481)	富永医院	内	22-3823	公光町10-20
	宇賀歯科医院	歯	22-4074	大樹町3-7
浜風あすの こども園 (26-7010)	鈴木小児科	小児	34-0766	高浜町7-2-105
	藤田歯科診療所	歯	25-0646	公光町7-10-201
	毛利耳鼻咽喉科 芦屋クリニック	耳鼻	69-8741	南宮町10-24
しおさい こども園 (33-3334)	鈴木小児科	小児	34-0766	高浜町7-2-105
	ふじた歯科クリニック	歯	072-646-8148	茨木市郡4-5-11

小規模保育事業所				
施設名	嘱託医医院名	科 目	電 話	住 所
あゆみSEIDO 保育園 (22-2678)	ひよこキッズクリニック	小児	22-1450	月若町8-2-2 アマーレ芦屋川1F
	藤田歯科診療所	歯	25-0646	公光町7-10-201
蓮美幼稚園 芦屋打出 プリメール (31-4152)	みむらクリニック	内・小児 アレルギー	32-5172	大原町15-14
	若林歯科医院	歯	22-4882	船戸町4-1-407
HANA 保育園 (22-5066)	芦屋やまもとクリニック	小児 アレルギー	23-3715	東山町29-19 ジェットビルB1
	芦屋川デンタルクリニック	歯	38-3155	月若町8-4
ニチイキッズ 芦屋保育園 (25-1861)	芦屋やまもとクリニック	小児 アレルギー	23-3715	東山町29-19 ジェットビルB1
	高木歯科クリニック	歯	25-7118	東山町30-8 ノーブルアーツ芦屋 101
ポピinz 小規模保育園芦屋 (32-8530)	京極小児科	小児	31-2735	楠町8-13
	若林歯科医院	歯	22-4882	船戸町4-1-407
(仮)わかば 保育園	平成31年1月開園のため未定			

## 5 保育所における主な感染症

『登所意見書(医師の意見)が必要な感染症』

病名	主な症状	かかりやすい年齢及び季節
麻疹 (はしか)	潜伏期間(10~12日) 症状: 元気なし→発熱・鼻汁・目やにが強くなる。 咳→発疹の順に進行する。 初めは風邪の症状に似ている。	生後7~8か月以降幼児期にかけて(幼児期に最もかかりやすい) 春から夏にかけて流行期であったが、最近は年間を通じて発生する。
水痘 (みずぼうそう)	潜伏期間(11~20日) 症状: 不機嫌→食欲不振・頭痛・発熱があるときもある→1日以内に発疹。 発疹は顔・頭・胸と進み全身に発疹が出そろうまでに5日くらいかかる。 口・耳の中にまで出ることがある。	生後3~6か月以降幼児期(2~6歳)に最もかかりやすい。冬から春に多い。 特に集団にいる場合。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	潜伏期間(14~24日) 症状: 発熱・嘔吐・食欲不振があり物を食べると耳が痛む。1~2日して耳下腺がはれてくる。(耳のすぐ後ろの下) 1週間以内には正常にもどる。	3~10歳の間に主にかかりやすい。 年少児がかかると症状がでにくいことが多い。 流行の多くは地域的にみられる。 髄膜炎を合併することがある。
風疹 (三日はしか)	潜伏期間(14~21日) 症状: 軽い熱と同時に発疹し(顔から下のほうへ)リンパ腺が腫れる。1~2日で熱が下がり3~6日で発疹が消える。	生後6か月以降5~15歳の間に主にかかりやすい。
咽頭結膜熱 (プール熱)	潜伏期間(5~6日) 症状: 咽頭痛・結膜の充血。	幼児期から小学生期に多い。
インフルエンザ	潜伏期間(1~2日) 症状: 突然の高熱・咽頭痛・関節筋肉痛など	全年齢層
百日咳	潜伏期間(6~15日) 症状: 日増しに強くなる咳、熱は出ない場合もある。	乳児期から幼児期に多い。
流行性角結膜炎	潜伏期間(7日以上) 症状: 結膜の充血・眼脂(目やに)・結膜にウイルスなどの増殖をみる。	全年齢層
急性出血性結膜炎	潜伏期間(24~36時間) 症状: 異物感・充血・まぶたの腫れなど	全年齢層
腸管出血性 大腸菌感染症 (O.157など)	潜伏期間(4~8日) 症状: 症状のないものから下痢(水様便)、腹痛、血便が様々に程度で現れるのが特徴。	全年齢層(発症し重症化しやすいのは子どもと高齢者)

★ その他に、ポリオ・結核・ウイルス性肝炎があります

★ 『登所意見書』の用紙は各保育施設にあります。

いずれも医師の指示に従って  
治療を受けてください。



### 《登所意見書(医師の意見)が必要でない感染症》

病名	症状など	かかりやすい年齢及び季節
手足口病	潜伏期間(2~7日) 症状：不機嫌→食欲不振・発熱があるときもある。 手足に米粒ほどの水泡をもった発疹ができる。主に手・足・口に発疹。	生後6か月~4, 5歳の乳幼児期に多い。(特に集団にいる場合) 夏期に多い。原因となる病原ウイルスが複数あるため再発することがある。
伝染性膿皰(とびひ)	潜伏期間(2~10日) 症状：水疱がつぶれ、かさぶたになり円形状にひろがる。 全身いたるところにできる。	どの年齢にもみられる。 夏の終わりに多くみられる。
伝染性軟屬腫(水いぼ)	症状：米粒大までの柔らかい桃色又は真珠色のいぼ。 真中がへそのようにくぼんでいることもある。	幼児期に多い。
溶連菌感染症	潜伏期間(一般に2~4日) 症状：急性扁桃炎・咽頭炎・中耳炎。特徴的な発疹など。	腎炎・リウマチ熱・血管性紫斑病などの慢性疾患の一部は溶連菌感染症に続いて起こるので担当医の指示を守ることが大事。
伝染性紅斑(りんご病)	潜伏期間(4~18日) 症状：頬に境界のはっきりした紅い発疹が特徴。	幼児期に多い。
ヘルパンギーナ	潜伏期間(2~7日) 症状：突然の発熱・のどの痛み(水疱・潰瘍)	4歳以下の乳幼児に多い夏かぜ。
マイコプラズマ肺炎	潜伏期間(2~3週間) 症状：発熱・のどの痛み・全身倦怠感、咳は長く頑固であることが多い。	4~9歳位に多い 夏から初冬に多く、4年周期の流行がみられる。
突発性発疹	症状：2~4日の高熱で、解熱後全身発疹。	生後6か月~1歳。 1歳をすぎて発症することはまれ。 症状は現れなくてもほぼすべての子どもが免疫を獲得します。

★ その他に、ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)・RSウイルス感染症・アタマジラミなどがあります。

★ 保育施設は、乳児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、ひとりひとりの子どもが快適に生活できることが大切です。子どもが楽しく元気に保育所(園)生活を送れるように集団生活適応できる状態に回復してから登所(園)するよう、ご配慮ください。

## 6 入所基準表（平成30年度参考）

保育所入所基準表

保育の実施基準		保護者（父母）の状況		父	母	
番号	類型	細目	適用	指数	指数	
1	家庭外労働（就学）	7時間以上	週4日以上、1日7時間以上の就労（就学）	9	9	
		6時間以上	週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労（就学）	7	7	
		4時間以上	週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労（就学）	6	6	
		就労（就学）先確定	すでに外勤等勤務（就学）が内定しているもの	6	6	
		就労（就学）先未定	入所後就職先を探すもの	4	4	
2	家庭内労働	自営	7時間以上	週4日以上、1日7時間以上の就労	8	8
			6時間以上	週4日以上、1日6時間以上7時間未満の就労	6	6
			4時間以上	週4日以上、1日4時間以上6時間未満の就労	5	5
		内職	週4日以上、1日4時間以上の就労	5	5	
3	出産・療養・障がい等	出産		出産前2月又は出産後3月の内、必要な期間		
		疾病入院		概ね1月以上の入院		
		居宅療養	常時臥床	疾病のため概ね1月以上常時臥床		
			長期療養	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの		
			一般療養	医師が概ね1月以上加療（安静）を要すると診断したもの		
		心身障がい	その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの		
			身体障害者手帳1、2級/療育手帳A/精神障害者保健福祉手帳1級	10		
			身体障害者手帳3級/療育手帳B1/精神障害者保健福祉手帳2級	8		
			身体障害者手帳4~6級/療育手帳B2/精神障害者保健福祉手帳3級	6		
4	病人の看護等	入院付添		概ね1月以上親族の入院付添に当たっているもの		
		看護		家族の長期居宅療養等介護に当たっているもの		
		障がい児者介護		障がい児者の介護、通園、通院、通学等に当たっているもの		
		寝たきり老人等介護		祖父母等、寝たきり老人等の介護に当たっているもの		
5	家庭の災害	家庭の災害		火災、風水害等で家屋の復旧に当たる場合		
6	虐待・配偶者等からの暴力	虐待・配偶者等からの暴力		児童虐待・配偶者等からの暴力のおそれがある場合		

★ 保護者のいずれか指數の低い値を當該世帯の指數とする。

★ 指數はこの表による他、次ページの調整基準に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する指數を合算する。

## 調整基準表（加算分）

区分		適用		指数
世帯の状況	両親不在	両親の死亡,離別,行方不明		+5
	母子・父子家庭	母又は父の死亡,離別,行方不明等母子・父子家庭に準ずるもの		+5
	海外赴任・海外留学・海外居住	海外赴任・海外留学・海外居住により1年以上保護者のいずれかが児童と別居予定又は別居した場合		+3
	親子別居	遠隔地（兵庫県, 大阪府, 京都府, 奈良県, 滋賀県, 和歌山県及び三重県を除く）の祖父母等に児童を預けているもの		+3
	育休退所	育休休業中につき退所しているもの		+4
	育休復職	育児休業終了により復職するもの		+5
	児童の障がい	障がいがあり集団保育が望ましいもの		+1
	兄弟入所	市内認可保育施設に兄弟姉妹が既に入所しているもの		+4
	兄弟申請	市内認可保育施設に兄弟姉妹が同時又は既に申請しているもの		+2
	生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		+3
	同居の親族等	65歳未満	祖父母等同居の親族その他の者が保育できると認められた場合	-1
保育状況	認可外保育所等	保護者の就労や病気等により認可外保育施設等に週4日以上かつ1日4時間以上児童を預けているもの		+1
待機期間	3月未満	待機期間は芦屋市内の保育所の入所定員等の事情により入所できず待機している期間による(家庭の事情等により入所を保留している期間を除く。)。		0
	3月以上6月末満			+1
	6月以上9月末満			+2
	9月以上12月末満			+3
	12月以上15月末満			+4
	15月以上			+5

★ 育休退所の指數の適用については、育児休業の対象となる児童が1歳に到達する年の年度末を越えて育児休業を取得し、退所となった当該児童の兄姉について適用し、当該児童についても適用する。

★ 入所を希望した保育所に入所が内定した後入所を辞退（2回以上の辞退に限る。）した者に係る待機期間の指數の適用については、この表の規定にかかわらず、指數を0（待機期間が3月未満の場合は-1）とする。

★ 児童の障がいの指數については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している児童について適用する。

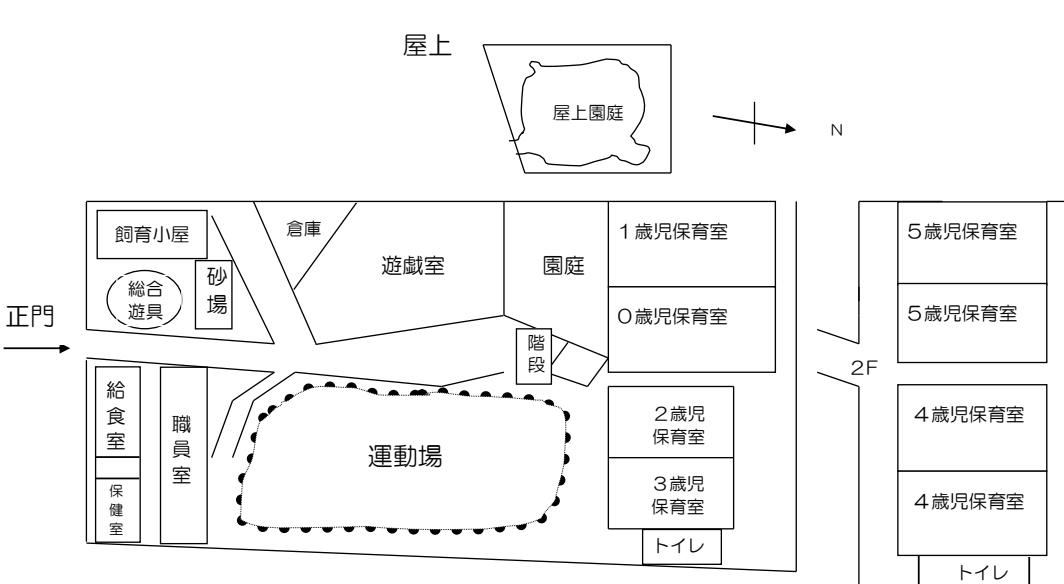


# 保育施設のページ

※ 保育施設の見学は、直接施設に連絡してください。





施設名	芦屋市立精道こども園 <u>(平成31年4月開園予定)</u>								
所在地	芦屋市川西町11-10 TEL22-0208								
設置年月日	平成31年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 2階建						
敷地面積	1,989.0 m <sup>2</sup>	床面積	922.66 m <sup>2</sup>						
定員	146名 1号 40名 2, 3号106名 (0~2歳児 31名 3~5歳児 115名)								
職員数	• 園長 • 副園長 • 主幹保育教諭 • 保育教諭 • 看護師 • 調理師 • 用務員								
精道こども園目標									
☆ ④かるく元気なこども ☆ ⑤っかり考え合うこども ☆ ⑥さしいこども									
こども園のPRコーナー									
<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋川が近くに流れ、芦屋公園や大樹公園など、公園もたくさんあり豊かな自然に触ることができます。</li> <li>子ども1人ひとりの生活やリズムの違いに配慮して、子どもの生活が安定するような工夫をした教育・保育を行います。</li> <li>0歳児から5歳児まで、触れ合いを大切にしながら、年齢別保育をします。</li> <li>年齢に合った色々な運動遊びを取り入れ、子ども達の体づくりに取り組みます。</li> <li>子どもたちが主体的に遊べるよう、発達に応じたおもちゃを用意し環境を工夫します。</li> <li>2階屋上の畠「野菜ランド」では、子ども達と一緒に四季折々の野菜を育て、調理師と連携してクッキングをするなど食育活動に取り組みます。</li> <li>月齢に応じた、手作りの献立(給食とおやつ)を作ります。</li> <li>精道小学校や近隣の就学前施設との交流、地域との繋がりを大切にします。</li> </ul>									
建物略図									
									

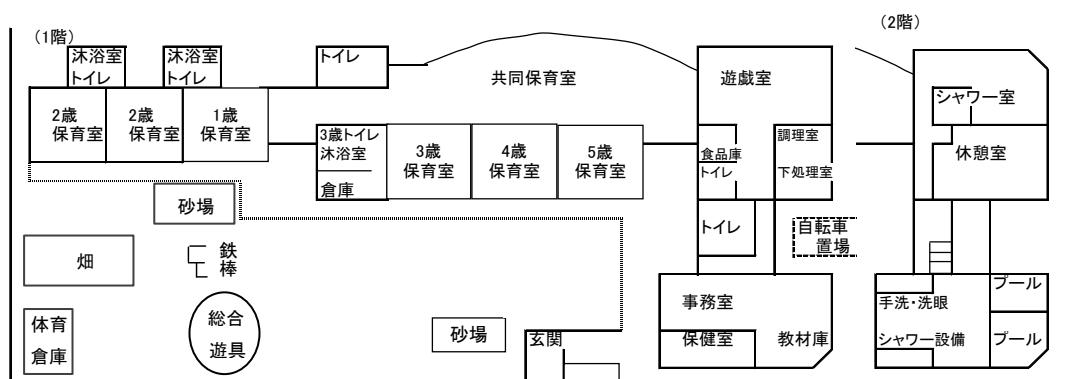
施設名	芦屋市立打出保育所 <u>(平成34年4月から民間移管の予定)</u>		
所在地	芦屋市宮川町4-10 TEL 22-5725		
設置年月日	昭和27年 8月1日	構造	鉄筋コンクリート 2階建
敷地面積	1,484.82 m <sup>2</sup>	床面積	644.43 m <sup>2</sup>
定員	90名 1~5歳児 90名		
職員数	• 所長 1名      • 保育士 19名      • 看護師 1名 • 副所長 1名      • 調理師 4名      • 用務員 1名		
<b>保育所目標</b> ☆ あいさつをしよう ☆ 自分でできる事は自分でしよう			



### 保育所のPRコーナー

- 阪神打出駅から徒歩5分、宮川沿いで、富田碎花旧居の隣です。
- 保育所の中で1番歴史のある保育所です。
- 1歳児～5歳児のふれあいを大切に、年齢別保育をしています。
- 園庭はとても日当たりよく、アットホームで明るい保育所です。
- 子どもたちが主体的に遊べるよう室内の環境構成を工夫しています。
- プールは2階に設け敷地を広く使えるようにしています。
- 野菜を育て、収穫して食育活動にも取り組んでいます。

### 建物略図



施設名	芦屋市立大東保育所 <u>(平成34年4月から民間移管の予定)</u>				
所在地	芦屋市新浜町8-1 TEL 22-0089				
設置年月日	昭和34年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 平屋建		
敷地面積	2,195.04 m <sup>2</sup>	床面積	526.33 m <sup>2</sup>		
定員	60名 1~5歳児 60名				
職員数	・ 所長 1名	・ 保育士 14名	・ 看護師 1名		
	・ 副所長 1名	・ 調理師 3名	・ 用務員 1名		



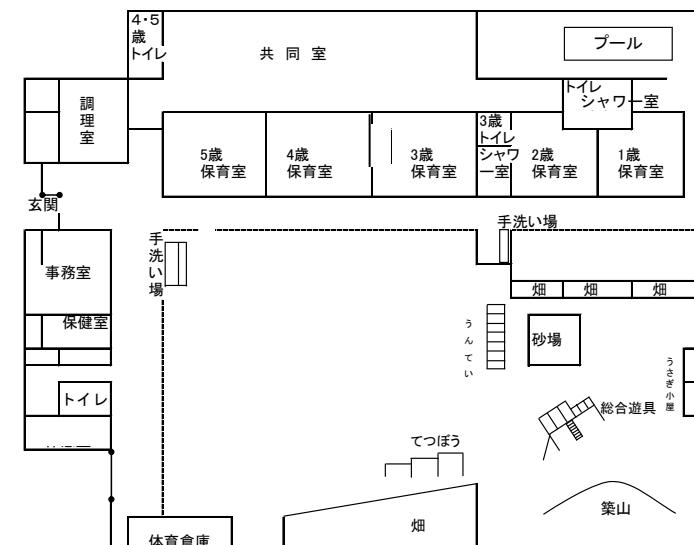
保育所目標

- ☆ 主体的に生活や遊びができる子ども
  - ☆ 人とかかわる力を身につける子ども ～あいさつをしよう～

## 保育所のPRコーナー

- ・打出浜小学校に隣接した保育所です。
  - ・園庭にはクローバーいっぱいの築山があり、登り降りが楽しく、眺めは最高です。
  - ・門を入ると、給食室のガラス越しに、美味しい給食を作っている様子が見え食への関心を誘ってくれます。
  - ・1歳児から5歳児のふれ合いを大切にした年齢別保育をしています。
  - ・飼育物・花・野菜の世話を通して豊かな感性と思いやり・いたわりのこころを育てています。
  - ・園庭開放では地域の親子がたくさん遊びにきています。

建物略図



施設名	芦屋市立岩園保育所		
所在地	芦屋市岩園町2-18 TEL 31-0335		
設置年月日	昭和53年 10月1日	構造	鉄筋コンクリート 2階建
敷地面積	1,401.38 m <sup>2</sup>	床面積	508.10 m <sup>2</sup>
定員	60名 2~5歳児 60名		
職員数	• 所長 1名 • 副所長 1名		
	• 保育士 12名 • 調理師 4名		
	• 看護師 1名 • 用務員 1名		



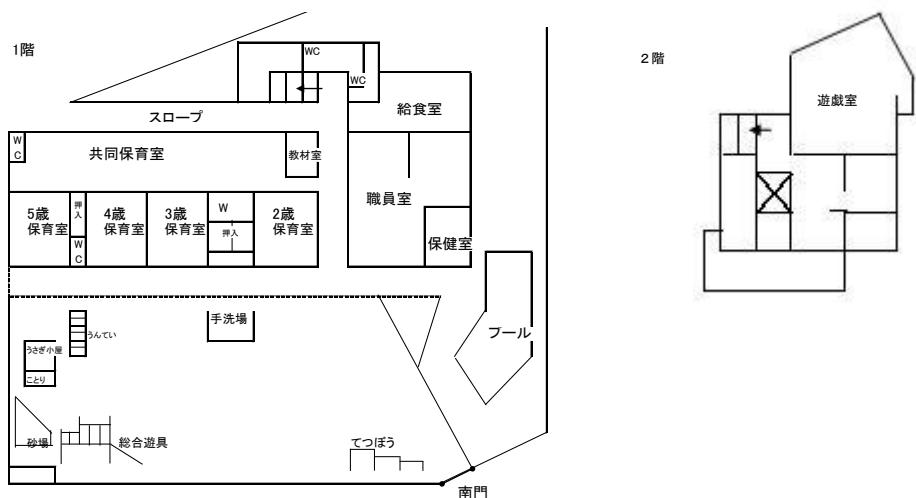
### 保育所目標

- ☆ うれしい、たのしい、だいすきみつけよう
  - 自分でできることは自分でする子ども
  - 自分や友だちが好きで、元気よく遊ぶ子ども
  - 自然に目を向けられる子ども

### 保育所のPRコーナー

- 阪急沿線にあり、周囲には緑も多く、仲池・岩ヶ平公園・高塚公園などに散歩に出かけ、四季折々の自然に触れて遊びます。
- 家庭的な雰囲気を大切にしながら、2歳から5歳までの異年齢交流を行っています。
- 子どもたちが主体的に遊べるように、環境づくりを工夫し、保育を行っています。
- 子ども達と一緒に畑で野菜を作り自分達で調理するなど、食育活動に取り組んでいます。
- 体を動かすのが楽しい、気持ちいいと思えるような運動遊びに取り組んでいます。
- 園庭にはかわいいウサギの“クッキーちゃん”がいます。

### 建物略図



施設名	芦屋市立緑保育所		
所在地	芦屋市緑町2-4 TEL 34-0715		
設置年月日	昭和54年 5月1日	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
敷地面積	2,356.78 m <sup>2</sup>	床面積	580.10 m <sup>2</sup>
定員	80名 0歳児 6名 1~5歳児 74名		
職員数	• 所長 1名    • 保育士 19名    • 看護師 1名 • 副所長 1名    • 調理師 4名    • 用務員 1名		



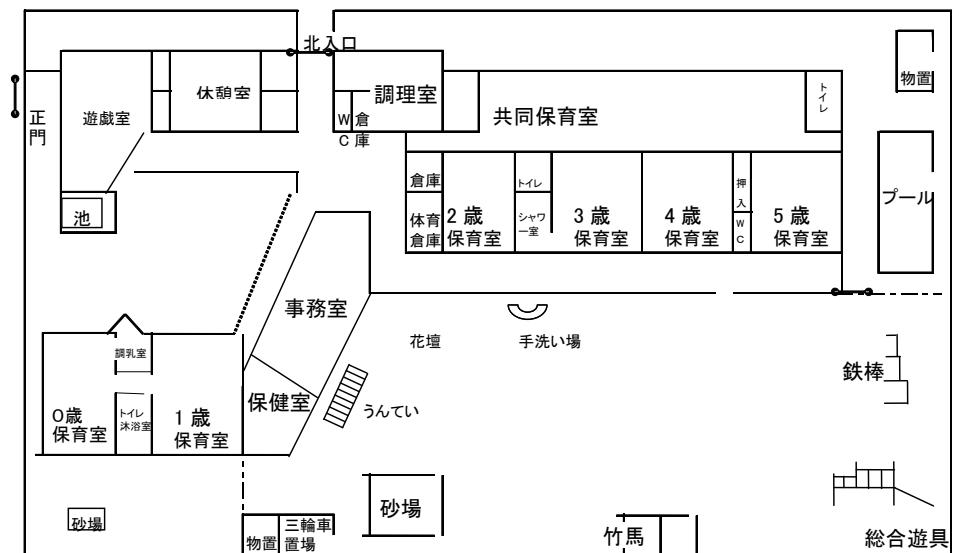
### 保育所目標

- ☆ 人と人との関わりを深めよう
- ☆ あいさつをしよう

### 保育所のPRコーナー

- 芦屋浜の住宅地域内にあり、緑に囲まれた保育所です。
- 近くには西浜公園や中央公園があり、一年を通して散歩に出かけ自然の移り変わりが味わえます。
- 0歳児から5歳児まで年齢別保育をしています。
- 子どもたちの年齢、発達に応じたおもちゃをそろえ、主体的に遊べる環境作りを心がけています。
- 広々としたピロティーには、金魚やザリガニがいる大きな池があります。また、子どもが興味を持つ小動物を飼育しています。
- 0歳児室・1歳児室の前には砂場も備えた園庭があり、落ち着いて遊ぶことができます。
- 畑で季節の野菜を育てて収穫し、それを使ってクッキング保育を楽しんでいます。また、さくらんぼ・いちご・りんご・みかん・かき・びわ、クラスの名前の果物を植えた果樹園があります。

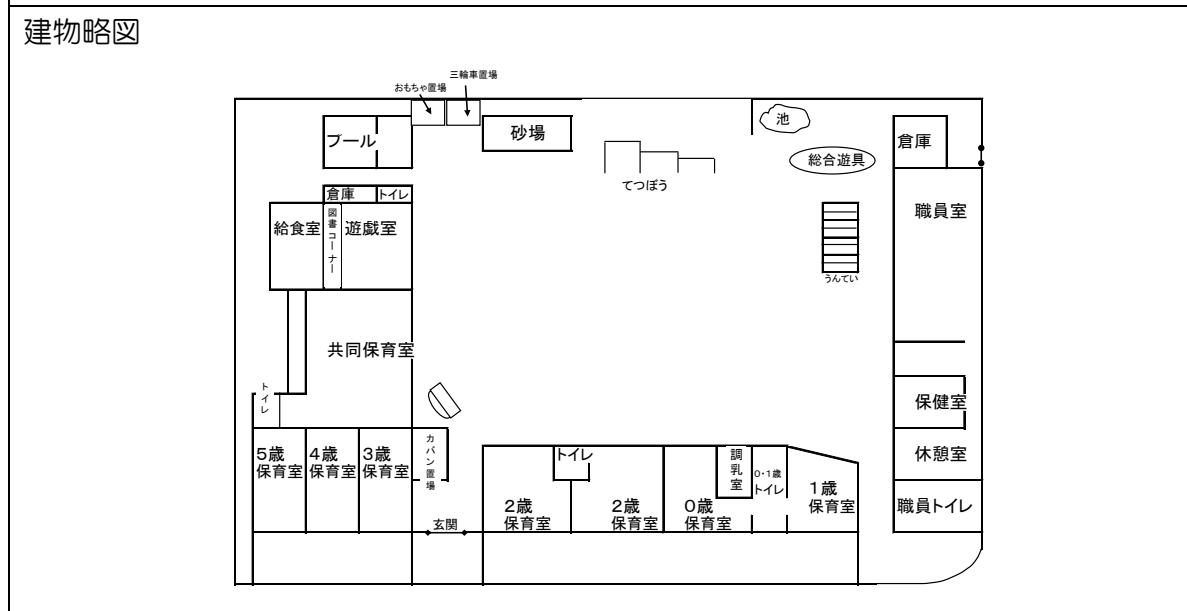
### 建物略図



施設名	芦屋市立新浜保育所 <u>(平成33年4月から認定こども園へ変更予定)</u>		
所在地	芦屋市新浜町1-1 TEL 32-0410		
設置年月日	昭和57年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
敷地面積	2,448.12 m <sup>2</sup>	床面積	728.50 m <sup>2</sup>
定員	100名 0歳児 6名 1~5歳児 94名		
職員数	• 所長 1名      • 保育士 16名      • 看護師 1名 • 副所長 1名      • 調理師 4名      • 用務員 1名		
保育所目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ あいさつをしよう</li> <li>☆ 大好きなものをみつけよう！</li> <li>☆ 自分で出来ることは自分でしよう</li> </ul>		



保育所のPRコーナー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閑静な住宅街に位置し、遊歩道を通ると近くの公園や海まで安全に散歩に行くことができます。</li> <li>・ 0歳から5歳までの各年齢の発達を踏まえた保育を行い、また異年齢の交流の機会を多く持つようにしています。</li> <li>・ 日当たりが良く広々とした園庭で、子どもたちが思う存分身体を動かして遊んでいます。</li> <li>・ 所内には年長・年少用のプールがあり、生き生きと夏の遊びを楽しんでいます。</li> <li>・ 畑では子どもたちと一緒に野菜を作り、その収穫物でクッキングを楽しみ、食育活動に生かしています。</li> <li>・ 幼稚園児、小学生、中学生、高校生、お年寄りとの交流を行っています。</li> </ul>



施設名	さくら保育園		
設置者	社会福祉法人 さくら福祉事業会		
所在地	芦屋市大槻町2-15 TEL 31-7788		
設置年月日	昭和52年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 4階建
敷地面積	722 m <sup>2</sup>	床面積	305 m <sup>2</sup>
定員	45名	0歳児 15名 1~2歳児 30名	
職員数	園長 1名	保育士 22名	調理師・栄養士 2名 警備員 1名



【保育理念】・ありがとうの言える子に・どんな時でも明るい子に・豊かな夢の持てる子に

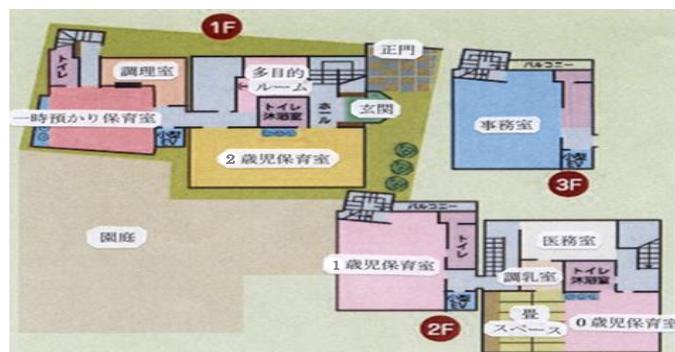
【保育目標】子どもは五感（視・聴・臭・触・味）を使って物事を吸収し知識に変えていきます。幼い時に、この五感をいかに繊細なものにするかが人間の成長にとって一番大事なことだと、さくら保育園は考えています。保育園での集団生活は、子どもたちにとって社会参加の第一歩です。家族以外の先生や友達に対して自分の心を豊かに表現し、他人の幸せと共に喜び、痛み（辛さ）を思いやりいたわる心を養うことを目標にしています。

#### 【保育所のPR】

- 園舎の南側にゆったりした緑の芝生の園庭（403m<sup>2</sup>）があり、裸足保育を行っています。
- 脳の発達を重視し、年齢に応じたきめ細やかな保育を行っています。
- 保育材料を豊富に使って、様々な製作遊びを行っています。年度末の作品集が人気です。
- 給食等の食材は、全て国産の安全なものを使用しています。
- JR芦屋駅、阪神芦屋駅から徒歩約5分です。
- テレビ・ビデオは使用していません。
- 警備会社による防犯カメラの設置と朝・夕のガードマンの配置による駐車整理を行っています。
- 安田式の体操遊具を取り入れ、専門の先生による体操教室を行っています。

その他  
休園を年度初めに設定  
<http://www.ashiyasakura.ed.jp>

建物略図



施設名	芦屋こばと保育園		
設置者	社会福祉法人 芦屋こばと福祉会		
所在地	芦屋市若宮町3-17 TEL 31-3338		
設置年月日	昭和51年 11月1日	構造	鉄筋コンクリート 2階建
敷地面積	264.46 m <sup>2</sup>	床面積	185.32 m <sup>2</sup>
定員	30名	0歳児 10名	1~2歳児 20名
職員数	園長 1名 栄養士 1名	主任保育士 1名 調理師(調理補助) 2名	保育士(非常勤含む) 15名 養護教諭 1名(法人で)
【保育理念】	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の働く権利を守る</li> <li>子ども達の成長と発達を保障する</li> <li>公的保育を守り、保育の最低基準の改善と向上をめざす</li> <li>安全な保育を目指し、努力する</li> </ul>		
【保育目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>心を開く豊かな遊び</li> <li>自然とのふれあいをたいせつに</li> <li>ともだちつくりあそびあい</li> <li>自立を促し先取りしない</li> <li>個性を生かす一人ひとりのカリキュラム</li> </ul>		
【保育所のPR】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1クラスが少人数ですので、一人ひとりの子どもをみつめることができ、その子に応じた援助をしています。</li> <li>家庭的な雰囲気の中で、経験豊かな保育士が発達にそった遊びを重ね、子供たちの心身の全面発達を促します。</li> <li>「食べることが大好きな子ども」をめざして、0歳児の「手づかみ」食べから2歳児の野菜作りやクッキングを体験します。</li> <li>芽生え始めた交流の中で、トラブルも含めた子供同士のふれあいを見守り、基本的な人との関係を育てています。</li> <li>毎日の散歩の折々に地域住民との交流を大切にして、地域に見守られた保育園となることを心がけています。</li> </ul> <p>※ その他詳細は法人のホームページをご覧ください <a href="https://kobato-ashiya.com">https://kobato-ashiya.com</a></p>		
建物略図			

施設名	あゆみ保育園		
設置者	社会福祉法人 芦屋あゆみ会		
所在地	芦屋市東山町30-3 TEL 31-2000		
設置年月日	昭和43年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 5階建1階部分
敷地面積	349.10 m <sup>2</sup>	床面積	105.90 m <sup>2</sup>
定員	21名 0歳児 9名 1~2歳児 12名		
職員数	園長 1名 保育士（非常勤含む）10名	副園長 1名 調理師（栄養士）2名	



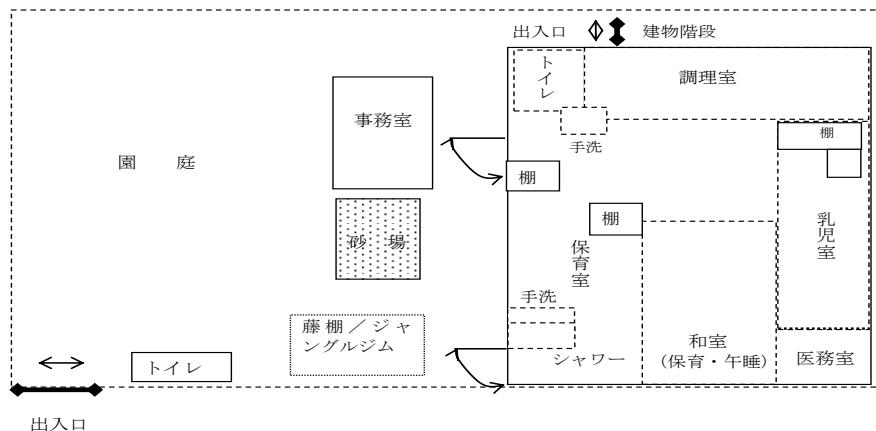
**【保育理念】** • 豊かな愛情と安心して活動できる環境の中で、たくましく生きていくための礎を育む

**【保育目標】** • 体も心も健やかな子ども • 自分の思いを表現できる子ども  
• 意欲を持って生活し遊べる子ども  
• 友だちと過ごすことを喜ぶ子ども

#### 【保育所のPR】

- 設立50年以上の歴史と豊富な経験があり、地域に密着した保育園です。
- 少人数で、園全体が家族のような暖かい雰囲気の中で、情緒の安定を図り、のびのびと過ごすことのできる環境を提供しています。
- 自然の多く残る地域で、天気の良い日には、近くの公園に散歩に出かけ、自然に触れて季節を感じています。
- 保護者の思いをしっかりと受け止め、家庭との緊密な連携を図り、子育てを支援しています。
- 菜園活動をしたり、食材に触れたり簡単な調理などを通して、「食」に興味を持ち、もりもり食べて元気な身体を作ることを目指しています。
- 園庭開放や行事などを通じて、地域のお友達や保護者、老人会、そして近隣の市立保育所や幼稚園の人たちとの交流を大切にし、地域づくりに貢献しています。

#### 建物略図



施設名	山手夢保育園		
設置者	社会福祉法人 夢工房		
所在地	芦屋市東芦屋町6-10 TEL 23-9646		
設置年月日	平成19年 4月1日	構造	鉄骨造2階建
敷地面積	1974.68 m <sup>2</sup>	床面積	1156.61 m <sup>2</sup>
定員	120名	0~2歳児 49名	3~5歳児 71名
職員数	園長 1名 保健師 1名	保育士 27名 事務員 1名	栄養士 3名 用務員 1名 調理師 1名

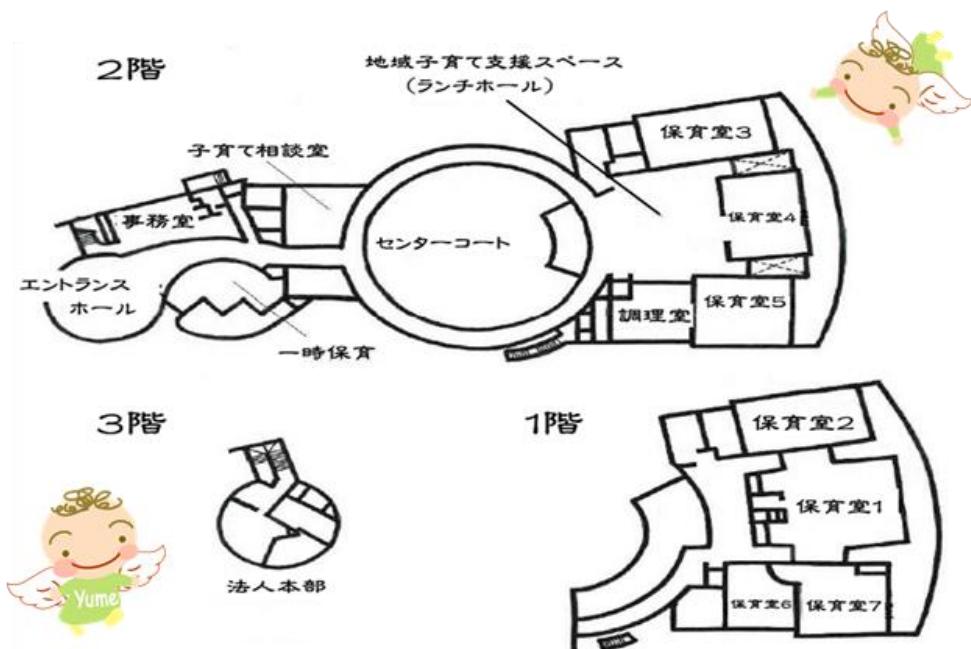


**【保育理念】** 子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政・地域・保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となる。

**【保育目標】** • 他人の気持ちがわかる子ども      • 自分らしく生きる子ども  
• 感性豊かな子ども

その他	3歳以上は制服・体操服有り  その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/">http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/</a>
-----	--

#### 建物略図



施設名	夢咲保育園		
設置者	社会福祉法人 夢工房		
所在地	芦屋市春日町21-8 TEL 34-9614		
設置年月日	平成22年 4月1日	構造	鉄骨造2階建
敷地面積	532.21 m <sup>2</sup>	床面積	688.28 m <sup>2</sup>
定員	60名 3~5歳児 31名	0~2歳児 29名	
職員数	園長 1名	保育士 17名	栄養士 1名 調理員 1名

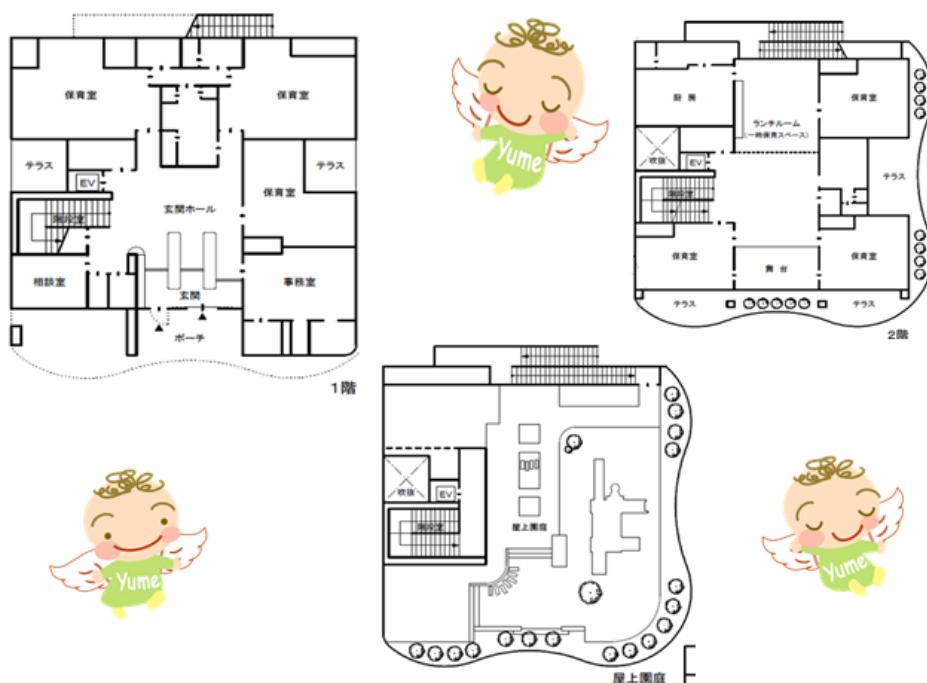


**【保育理念】** 子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政・地域・保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となる。

- 【保育目標】**
- ・ 他人の気持ちがわかる子ども
  - ・ 自分らしく生きる子ども
  - ・ 感性豊かな子ども

その他	3歳以上は制服・体操服有り  その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/">http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/</a>
-----	--

### 建物略図



施設名	蓮美幼稚園芦屋川ナーサリー		
設置者	社会福祉法人 光聖会		
所在地	芦屋市月若町3-10 TEL 35-4152		
設置年月日	平成24年 5月1日	構造	鉄筋4階建
敷地面積	232.63 m <sup>2</sup>	床面積	495.24 m <sup>2</sup>
定員	65名	0歳児6名 1歳児10名 2歳児10名 3歳児13名 4歳児13名 5歳児13名	
職員数	園長 1名	保育士 19名(パート含む)	調理員 3名(パート含む)

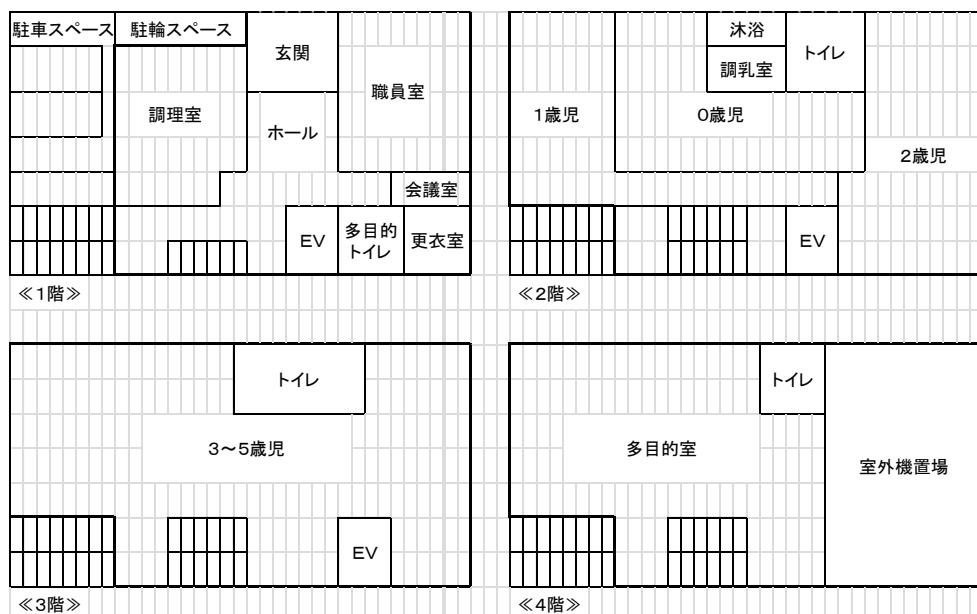


**【保育理念】** 乳幼児にとって大切なことは人間の根っこを育てることです。生活体験を通して多面的により五感を刺激する、とりわけ知育・情操・体育を育むことにより、子どもたちの関心、興味、意欲を引き出し、全人的発達を促します。

**【保育目標】** • かしこいあたま • やさしいこころ • じょうぶながらだ

その他	その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://renbi.com/">http://renbi.com/</a>
-----	---

### 建物略図



施設名	蓮美幼稚園芦屋山手ナーサリー		
設置者	社会福祉法人 光聖会		
所在地	芦屋市山手町11-8 TEL 25-1152		
設置年月日	平成25年 4月1日	構造	木造・鉄筋コンクリート 2階建
敷地面積	565.72 m <sup>2</sup>	床面積	419.04 m <sup>2</sup>
定員	71名 3~5歳児 39名	0~2歳児 32名	
職員数	園長 1名 事務員 1名	保育士 15名 (パート含む) その他パート 2名	調理員 3名

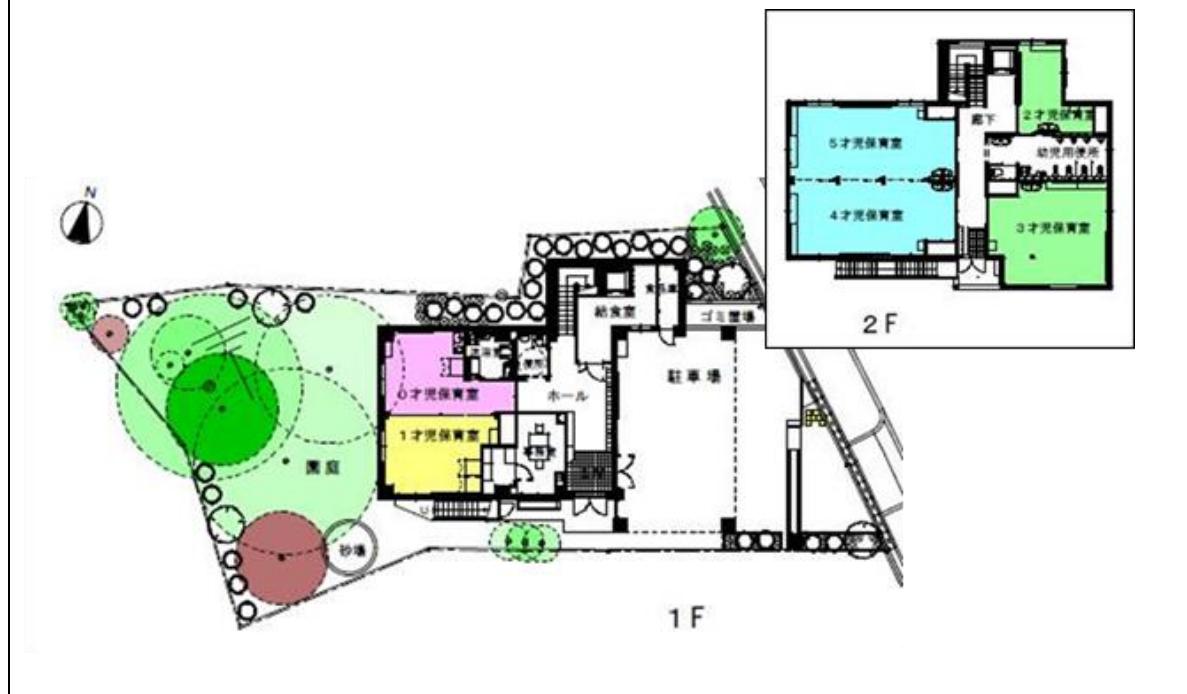


**【保育理念】** 乳幼児にとって大切なことは人間の根っこを育てることです。生活体験を通して多面的により五感を刺激する、とりわけ知育・情操・体育を育むことにより、子どもたちの関心、興味、意欲を引き出し、全人的発達を促していきます。

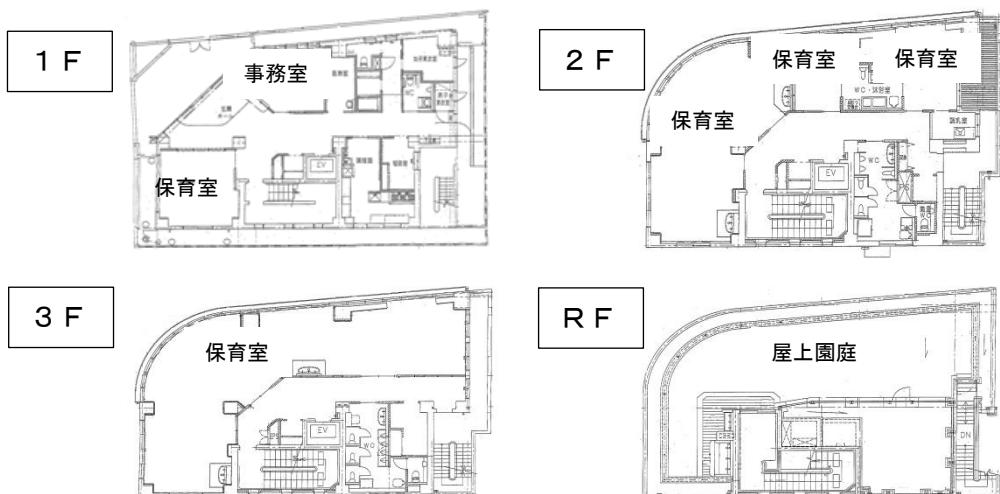
**【保育目標】** • かしこいあたま • やさしいこころ • じょうぶながらだ

その他	その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://renbi.com/">http://renbi.com/</a>
-----	---

建物略図



施設名	芦屋こばとぽっぽ保育園		
設置者	社会福祉法人 芦屋こばと福祉会		
所在地	芦屋市若宮町3-18 TEL 23-3100		
設置年月日	平成26年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 3階建
敷地面積	609.07 m <sup>2</sup>	床面積	553.95 m <sup>2</sup>
定員	71名 0~2歳児 20名 3~5歳児 51名		
職員数	園長 1名 主任保育士 1名 事務員 1名 養護教諭(法人で) 1名 保育士(非常勤含む) 16名 栄養士1名(調理補助) 2名		
【保育理念】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の働く権利を守る</li> <li>・子ども達の成長と発達を保障する</li> <li>・公的保育を守り、保育の最低基準の改善と向上をめざす</li> <li>・安全な保育を目指し、努力する</li> </ul>		
【保育目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心を開く豊かな遊び</li> <li>・ともだちつくりあそびあい</li> <li>・個性を生かす一人ひとりのカリキュラム</li> <li>・自然とのふれあいをたいせつに</li> <li>・自立を促し先取りしない</li> </ul>		
<p><b>【保育園のPR】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床は国産の檜を使用し、1年中裸足で快適に気持ちよく過ごせます。ホール・0.1.2歳児室は、床暖房完備しています。</li> <li>・園庭には、砂場、田んぼ、畑があり自然との触れ合いを大切にしています。</li> <li>・おひさまの光が、さんさんと降り注ぎ、明るい設計の保育室です。</li> <li>・「食べるのが大好きな子ども」をめざし、野菜作り、クッキングを体験します。</li> <li>・乳児専用のテラスに芝生の築山があり、ハイハイをしたり、裸足で歩いたり、ゆったりと過ごせます。</li> <li>・家庭的な雰囲気の中で、経験豊かな保育士が発達にそったあそびを重ね、子ども達の心身の全面発達を促します。</li> </ul> <p>※ その他の詳細は法人ホームページをご覧ください。 <a href="https://kobato-ashiya.com">https://kobato-ashiya.com</a></p>			
<p><b>建物略図</b></p>			

施設名	茶屋保育園				
設置者	社会福祉法人 山の子会				
所在地	芦屋市茶屋之町5-15 TEL 25-5552				
設置年月日	平成26年 12月1日	構造	鉄筋コンクリート 3階建		
敷地面積	330.1 m <sup>2</sup>	床面積	659.04 m <sup>2</sup>		
定員	78名 0歳児 3名 1~5歳児 各15名				
職員数	園長 1名 主任保育士 1名 保育士(非常勤含む) 22名 管理栄養士 2名 調理師 1名 事務員 1名 看護師 1名				
【保育理念】	<p>子ども一人ひとりを愛し 保護者の気持ちに寄り添い 個性・感性を伸ばし 社会で活躍する子どもを育てる保育を目指します</p>				
【保育目標】	<p>いつも笑顔で挨拶する子ども たくさんの愛に包まれ、愛されていることを感じられる子ども 心も体も健やかな子ども 自分の力を信じやってみようと思う子ども</p>				
【園の特色】	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「食」を大切にしています</li> <li>*絵本の読み聞かせが大好きです</li> <li>*わらべうた遊びが大好きです</li> <li>*年間の行事を通して「楽しみ」と「学び」を共有しています</li> <li>*幼児教育の積極的な位置づけをしています</li> <li>・幼児クラスは毎週食育 day を設けています。</li> <li>・絵本の貸し出しを行っています。</li> <li>・保育士と一対一でゆったり過ごす時間を大切にしています。</li> <li>・小学校生活に見通しがもてるよう幼児教育や保育内容を工夫しています。(外部講師レッスン等)</li> </ul>				
建物略図					

施設名	認定こども園 愛光幼稚園		
設置者	学校法人芦屋聖マルコ学園		
所在地	芦屋市公光町2-10 TEL 22-5481		
設置年月日	大正10年 3月1日	構造	園舎：煉瓦造建物平屋 遊戯室：鉄骨造建物平屋
敷地面積	1,155.0m <sup>2</sup>	床面積	423.0m <sup>2</sup>
定員	93名 保育所部18名 (3~5歳児各6名) 幼稚園部75名 (3~5歳児各25名)		
職員数	園長 1名 保育教諭 (非常勤含む) 14名	副園長 1名	主幹教諭 1名 事務員 1名



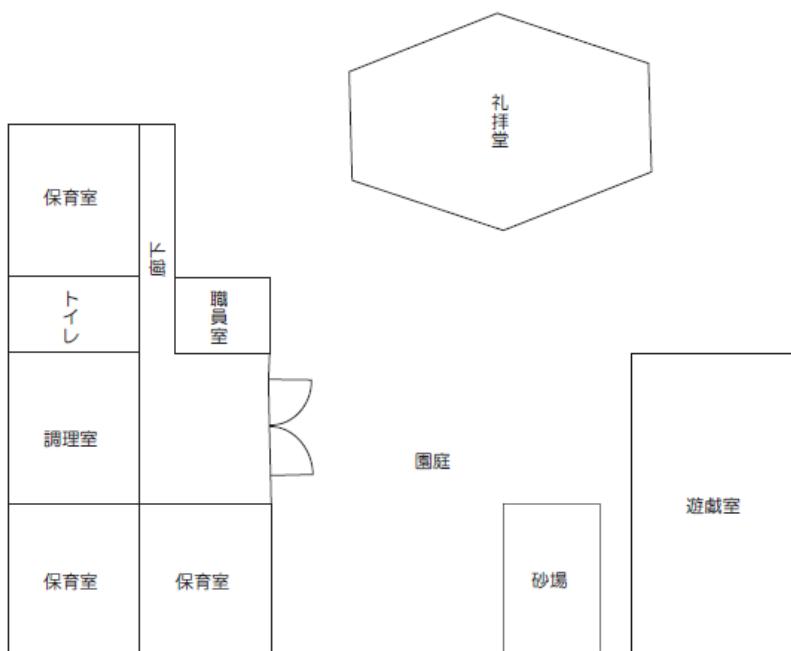
**【保育理念】** キリスト教精神に基づき、子ども自らが生きる力を高め、豊かな個性を伸ばし、ともに生きることを喜びとする保育をめざす。

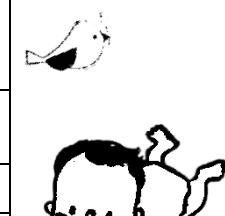
**【保育目標】** 心の豊かな子ども 自分と人を愛する子ども 喜んで生きる子ども

**【保育方針】** ひとりひとりを大切にする保育 遊びを大切にする保育  
目に見えないものを大切にする保育 地域や社会に貢献する保育

その他	夏季休園(8/11~16) 及び運動会代休(10/15) 年末年始休園(12/28~1/3) *その他土曜日、園行事のため保護者に参加していただく日が年に数回あります。 *その他に休園を年度初めに設定 *その他詳細は法人ホームページをご覧下さい。 <a href="http://www.aikoh-kg.com/">http://www.aikoh-kg.com/</a>
-----	--

建物略図



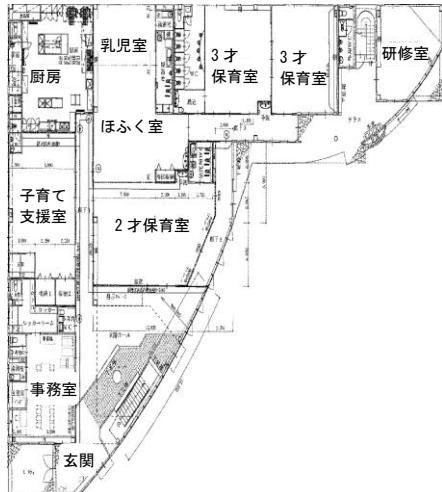
施設名	幼保連携型認定こども園 浜風あすのこども園							
設置者	社会福祉法人子どもの家福祉会							
所在地	芦屋市浜風町1番2号 TEL 26-7010							
設置年月日	平成29年 4月1日	構造	鉄骨造 2階建					
敷地面積	2,958.04 m <sup>2</sup>	床面積	1,844.97 m <sup>2</sup>					
定員	200名 保育所部 135名 (0歳児 15名 1歳児 20名 2~5歳児各 25名) 幼稚園部 65名 (3歳児 20名 4歳児 22名 5歳児 23名)							
職員数	園長 1名 副園長 1名 主幹保育教諭 1名 保育教諭 23名 栄養士・調理師 4名 看護師 1名 他							
<b>【保育理念】</b> 子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生きることのできるこども園を創る								
<b>【保育方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生きる力を育てる—子どもの自主性を生かす</li> <li>●子ども理解—細かくではなく深く理解する</li> <li>●家庭・こども相談支援—親のカウンセリング</li> </ul>								

子どもをたっぷりとかわいがり、抑圧せず、のびやかに育てたいと思います。

\* 詳細は法人ホームページをご覧ください。

[www.hyogo-hoiku.jp](http://www.hyogo-hoiku.jp) (子どもの家福祉会)

建物略図



1 階平面圖



2階平面図

施設名	幼保連携型認定こども園 しあいこども園		
設置者	社会福祉法人山善福祉会		
所在地	芦屋市涼風町5番2号 TEL0797-34-3333		
設置年月日	平成30年 4月1日	構造	鉄骨一部 コンクリート造
敷地面積	3,561.55 m <sup>2</sup>	床面積	1,459.45 m <sup>2</sup>
定員	180名 保育所部 90名 (0歳児9名 1歳児12名 2歳児15名 3~5歳児各18名) 幼稚園部 90名		
職員数	園長 1名 主幹 1名 保育士 22名 (非常勤含む) 看護師 1名 用務 1名 管理栄養士 1名 調理員 3名 ※入所する子どもの人数により変動あり		



しおさいこども

## 【理念】

「人の心と人の和」を大切にし、「大地に根差した生きる力を育む」教育・保育を行います。

## 【教育・保育目標】

健康「げんきいっぱい」 言葉「話してみたい、聞いてみたい」 人間関係「ともだちっていいな」  
表現「自分でできたよ」 環境「見つけてみよう、やってみよう」  
子育て支援「保護者とともに学び喜び合える関係を」

## 【保育所の PR】

『生活・こどもたち主体の遊び・豊かな食育を通して一人ひとりのこどもたちを大切に  
育てていきます』

〇年間とおして裸足保育を行います。

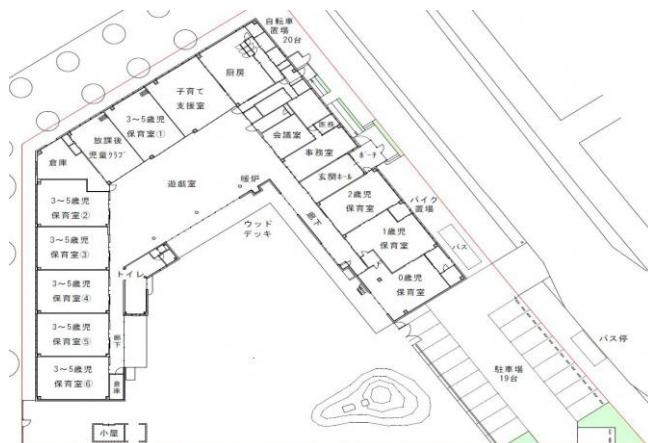
○野菜や果物を育て、クッキングを通して食への意欲、五感を育てます。

○乳児期は担当制による丁寧な育児を行い、生活面での自立を目指します。

○ 幼児期は異年齢クラスの関わりの中で、人と関わる力を養い、自尊感情を十分に高められるようにします。

建物略図

- ・平面図
  - ・鉄骨一部  
コンクリート造  
(耐火構造)
  - ・平屋建て



施設名	あゆみ SEIDO 保育園		
設置者	社会福祉法人 芦屋あゆみ会		
所在地	芦屋市精道町12-14 TEL 22-2678		
設置年月日	平成27年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 4階建1階部分
敷地面積	227.04 m <sup>2</sup>	床面積	99.80 m <sup>2</sup>
定員	19名 0歳児 6名 1~2歳児 13名		
職員数	園長 1名 副主任 1名 保育士 7名（非常勤含む） 調理師（栄養士） 2名		
【保育理念】	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな愛情と安心して活動できる環境の中で、たくましく生き ていくための礎を育む</li> </ul>		
【保育目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>体も心も健やかな子ども</li> <li>意欲を持って生活し遊べる子ども</li> <li>友だちと過ごすことを喜ぶ子ども</li> </ul>		
【保育所のPR】	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人は、市内で50年以上の歴史と豊富な保育経験を持っています。</li> <li>少人数で、園全体が家族のような暖かい雰囲気の中で、情緒の安定を図り、のびのびと過ごすことのできる環境を提供しています。</li> <li>天気の良い日には、近くの公園に散歩に出かけ、自然に触れて季節を感じています。</li> <li>保護者の思いをしっかりと受け止め、家庭との緊密な連携を図り、子育てを支援しています。</li> <li>菜園活動をしたり、食材に触れたり簡単な調理などを通して、「食」に興味を持ち、もりもり食べて元気な身体を作ることを目指しています。</li> <li>行事などを通じて、保護者同士が自然につながることを大切にします。また、地域の子育て世帯や、近隣の保育所や幼稚園との交流を大切にし、地域づくりをめざしていきます。</li> </ul>		
建物略図			

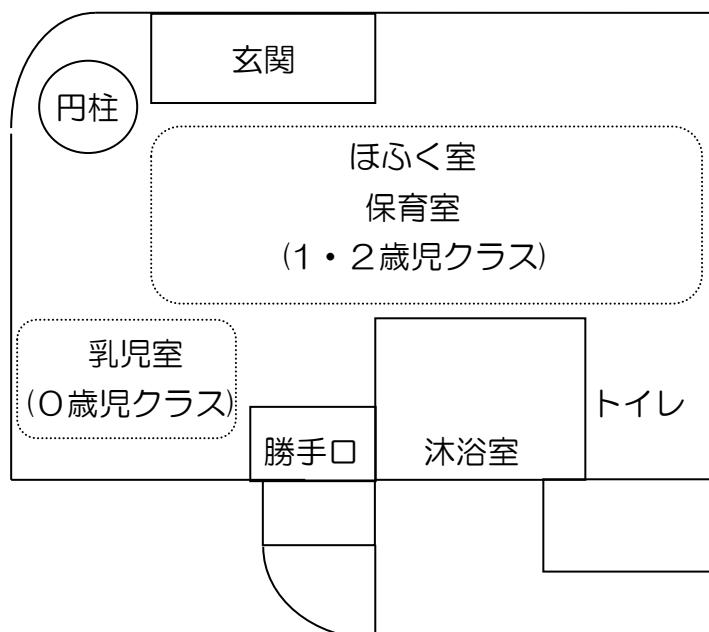
施設名	蓮美幼稚園芦屋打出プリメール		
設置者	宗教法人 光聖寺		
所在地	芦屋市打出町2-3 芦屋ニューコーポ101 TEL 31-4152		
設置年月日	平成27年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート 8階建1階部分
敷地面積	62.91 m <sup>2</sup>	床面積	62.91 m <sup>2</sup>
定員	12名 0歳児 2名 1~2歳児 10名		
職員数	施設長 1名 保育士 6名(パート含む)		

**【保育理念】** 乳幼児にとって大切なことは人間の根っこを育てることです。生活体験を通して多面的により五感を刺激する、とりわけ知育・情操・体育を育むことにより、子どもたちの関心、興味、意欲を引出し、全人的発達を促していきます。

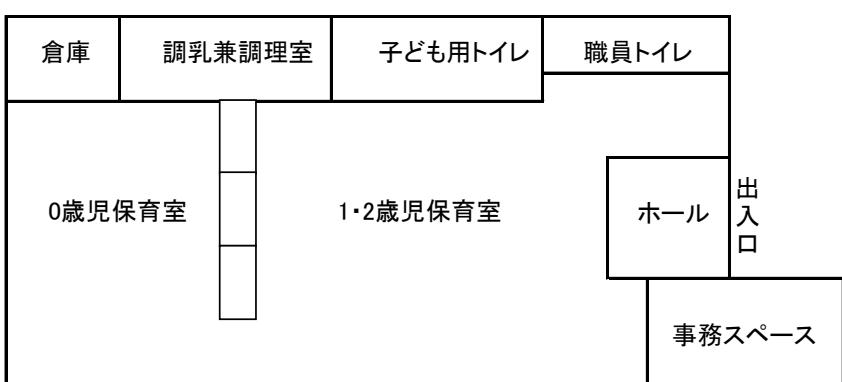
**【保育目標】** • かしこいあたま • やさしいこころ • じょうぶながらだ

その他	その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://renbi.com/">http://renbi.com/</a>
-----	---

建物略図



施設名	HANA保育園		
設置者	合同会社HANA保育園		
所在地	芦屋市朝日ヶ丘町24-7 TEL 22-5066 22-2587		
設置年月日	平成27年 10月1日	構造	木造 3階建1階部分
敷地面積	992.42 m <sup>2</sup>	床面積	137.86 m <sup>2</sup>
定員	16名 0歳児 5名 1~2歳児 11名		
職員数	園長 1名 主任保育士 1名 保育士 11名 (非常勤含む) 栄養士 (非常勤) 2名 調理員 4名 (非常勤)		
【保育理念】	<ul style="list-style-type: none"> <li>0-3歳という最も発達する時期に 1人1人の可能性を大きく育てる</li> </ul>		
【保育目標】	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な環境の中で知育活動を行う。</li> <li>栄養を十分にとり（一生の健康は食から）</li> <li>育ちゆく脳をサポートする（最新の医学の示唆する 脳の発達に見合った保育内容を研究し、海外の最新の知見 に基づいて1人1人に適した保育内容を実施</li> </ul>		
【保育所のPR】	<ul style="list-style-type: none"> <li>少人数の暖かい雰囲気の中明るい保育室でのびのび育つ環境を整備し、 子育て支援の観点からご家庭の負担を軽減することを目指しています。 (エプロンの洗濯などは園で行っています)</li> <li>園庭の畠で季節の野菜を育て情緒の安定した子どもを育てます。</li> <li>『食べる楽しさ』を一人一人の子どもが味わえるように食材を吟味し 鰹節から昆布まで産地と品質の良さにこだわっています。</li> <li>園庭は、緑の芝生で自由に走り回れるように整備しています。</li> <li>発達段階に応じて毎日絵本の読み聞かせを小児医学の知見に基づいて繰り返し行っています。(0-3歳は言語を習得するための重要な時期なので保育士との双方向のコミュニケーションを大切にしています)</li> <li>駐車場完備</li> </ul>		

施設名	ニチイキッズ芦屋保育園			
設置者	株式会社 ニチイ学館			
所在地	芦屋市業平町8-17 メインステージ芦屋川2F TEL 25-1861			
設置年月日	平成27年 12月1日	構造	鉄骨造 4階建2階部分	
敷地面積	111.58 m <sup>2</sup>	床面積	111.58 m <sup>2</sup>	
定員	19名 0歳児 6名 1~2歳児 13名			
職員数	園長 1名 保育士 7名 (パート含む) 調理員 2名 (パート含む)			
<p><b>【保育理念】</b> おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。</p> <p><b>【保育目標】</b> すぐすぐ育つ。わくわく遊ぶ。いきいき過ごす。</p>				
<p><b>【保育所のPR】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達一人ひとりの興味関心を大切に育み、主体的に『おもいっきり』楽しめる保育内容を考え取り組んでいます。</li> <li>家庭的で一人ひとりの発達に寄り添った保育を心がけ、のびのびと安心して過ごせる環境づくりを行っています。</li> <li>近くには、芦屋川が流れ、公光公園や月若公園があり、一年を通して散歩に出かけ自然に触れながら季節の移り変わりを味わうことができます。散歩を通して地域の方との触れ合いも大切にしています。</li> <li>保護者の方とのコミュニケーションも重要視しています。育児に対する相談も随時対応します。保育園が子育てのよきパートナーになるように努めます。</li> </ul>				
その他	その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://nichiikids.net">http://nichiikids.net</a>			
<p><b>建物略図</b></p> 				

施設名	ポピinz小規模保育園芦屋		
設置者	株式会社 ポピinz		
所在地	芦屋市楠町 8-16 ハイネス山下 1F TEL 0797-32-8530		
設置年月日	平成28年 4月1日	構造	鉄筋コンクリート
敷地面積	—	床面積	161.39 m <sup>2</sup>
定員	19名	0歳児 6名 1~2歳児 13名	
職員数	施設長 1名	保育士 15名 (パート含む)	



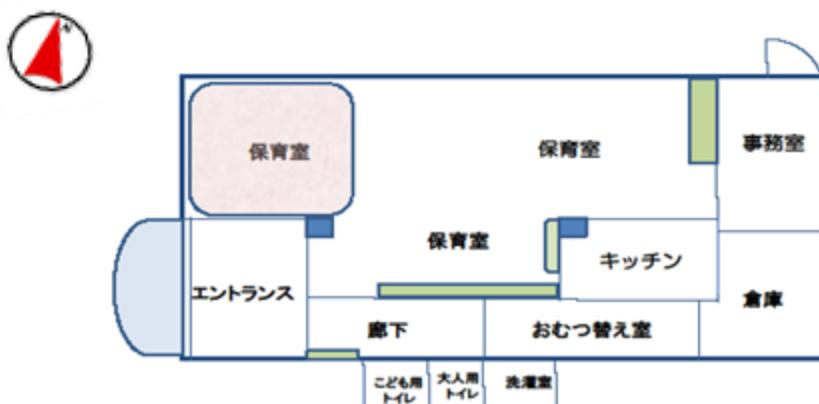
【保育理念】 「人生で最も重要な時期の人間教育を目指します。」

【保育目標】 • 寛容な人間                   • 聰明で愛情深い人間  
• 探究心の旺盛な人間                   • グローバル社会で活躍できる人間

【保育所の PR】 \* お子さまの主体的な活動（「多文化理解教育」・「食育活動」・「運動カリキュラム」・「英語であそぼう」・「リトミック」・「絵画制作」など）を通してのお子さまの「個性」を伸ばすプログラムを実践します。  
\* スタッフ一同が心をひとつにして、いつも笑顔で、一人ひとりのお子さまに寄り添うエデュケア（養護と教育）を行います。

その他	その他の詳細は法人ホームページをご覧下さい ---> <a href="http://www.poppins.co.jp">www.poppins.co.jp</a>
-----	--

#### 建物略図



施設名	(仮称)小規模保育 わかば保育園 <u>(平成31年1月開園予定)</u>		
設置者	社会福祉法人豊富台福祉会		
所在地	芦屋市精道町104番1(地番)(分庁舎の一部)		
設置年月日	平成31年1月1日	構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	1,312.97 m <sup>2</sup>	床面積	150.00 m <sup>2</sup>
定員	19名	内訳	0歳児3名 1歳児7名 2歳児 9名
職員数	園長 1名	保育士 12名(非常勤含む)	栄養士 3名(非常勤含む)

#### 【保育理念】

- 一人一人の子どもの最善の利益を守り、保護者の皆様と共に心身を健やかに育みます。
- 子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていきます。

#### 【保育目標】

- 心も身体も健やかな子ども
- 自分らしさを發揮する子ども
- 様々な人と出会い、関わり、心を通わせる子ども
- 豊かな感性と好奇心、探求心を持つ子ども

#### 【保育所のPR】

- 保育士等は常に温かく落ち着いた態度で子どもに接し、子どものあるがままを受け入れます。
- 子どもが安全に安心して過ごせ、また、一人一人の発達や興味にあった遊びが豊かに展開できるよう保育環境を整え、子どもが自主的に遊び姿を見守ります。
- 子ども自身が「愛されている」「認められている」「大切にされている」と感じられるように一人一人の子どもに愛情を持って寄り添います。
- 小動物や植物など自然との触れ合いを通して命の大切さや豊かな感性を育てます。
- 担当制による丁寧な育児を通して、生活習慣の自立を図ります。
- 給食は、子どもの成長に即した内容で実施し、心身の健やかな発達を支えます。
- 楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培います。
- 十分な運動遊び、戸外遊びを通して全身の諸機能の調和的発達を促します。
- 食事、排泄、睡眠、運動など毎日の生活リズムを整え、健康な身体の基礎をつくります。
- 子どもの人格を尊重して教育・保育することで、自分も他者も大切にできる心を育てます。

建物略図



# 市立幼稚園・保育所のあり方について

※ 芦屋市では、今後の幼稚園と保育所のあり方について、  
取り組みを進めています。  
その概要について次頁以降に記載しています。





## 市立幼稚園・保育所のあり方について

---

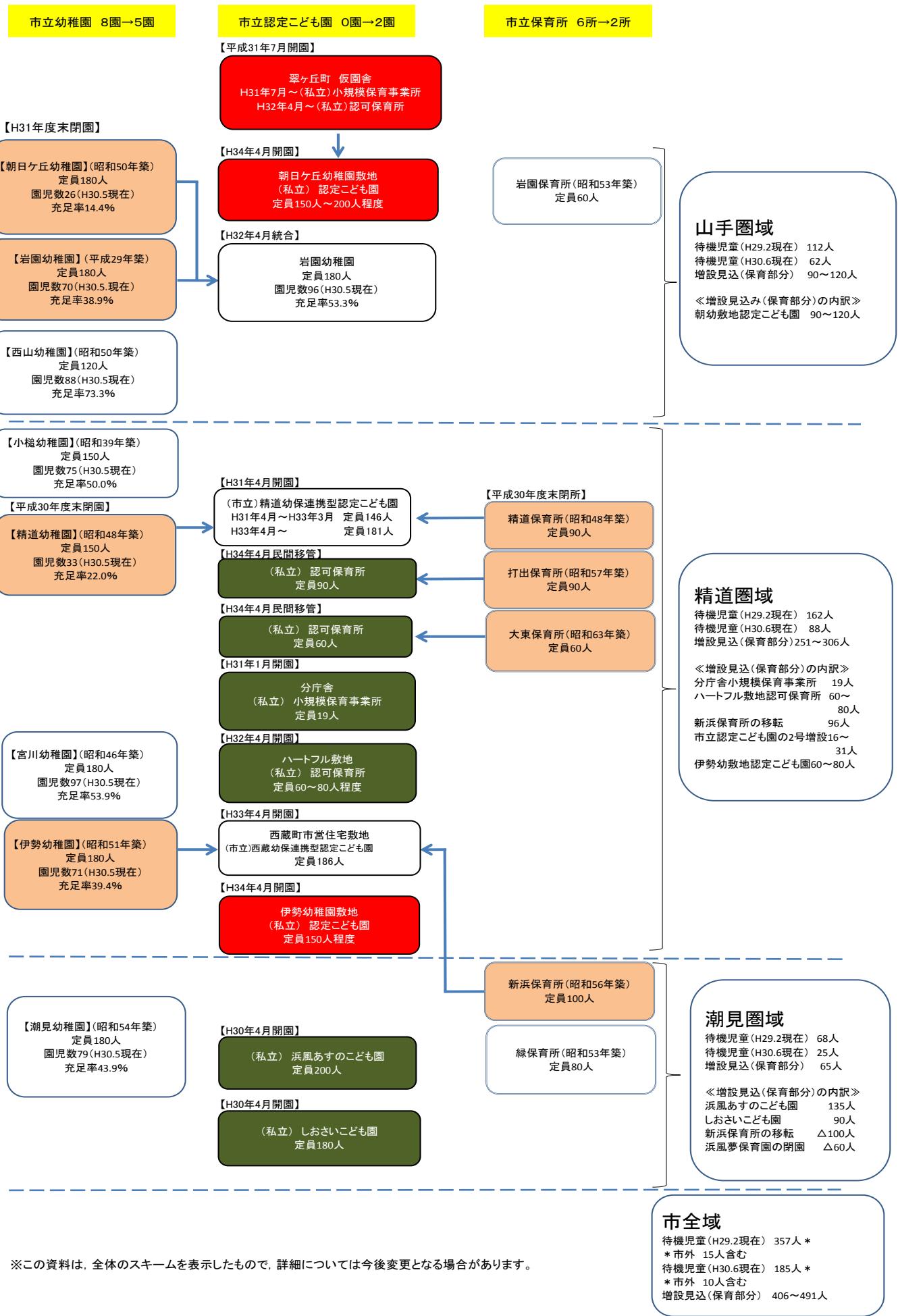
就学前教育・保育施設について、学校教育審議会の答申及び喫緊の課題である待機児童の解消への取組等を踏まえ、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう、市立幼稚園及び市立保育所の適正規模について検討した結果、下記のとおり8園体制の市立幼稚園は5園体制とし、6所体制の市立保育所は2所体制とし、市立認定こども園を2園新設する。

### 記

- 1 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、岩園幼稚園として運営する（平成32年4月）。また、駐車場、スクールゾーン等の課題の解決を検討し、朝日ヶ丘幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する（平成34年4月開園）。
- 2 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道保育所跡地に市立幼保連携型認定こども園（定員181人（ただし、平成31年4月から平成33年3月までは、定員146人））を新設する（平成31年4月に精道幼稚園跡地で開園し、その後平成33年4月に精道保育所跡地へ移転）。
- 3 打出保育所及び大東保育所を民間移管する（平成34年4月移管）。
- 4 分庁舎に私立小規模保育事業所（平成31年1月開園）を、ハートフル福祉公社跡地に私立認可保育所を誘致する（平成32年4月開園）。
- 5 伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西蔵町市営住宅跡地に市立西蔵幼保連携型認定こども園（定員186人）を新設する（平成33年4月開園）。また、伊勢幼稚園跡地に私立幼保連携型認定こども園を誘致する（平成34年4月開園）。

以上

## 市立幼稚園・保育所のあり方について



※この資料は、全体のスキームを表示したもので、詳細については今後変更となる場合があります。

## 芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

保育所・保育の内容については、以下のページもご覧ください。

芦屋市公式ホームページ・保育所  
<http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomo/hoikusho.html>

芦屋市就学前カリキュラム  
<http://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/syuugakumaekarikyuramu.html>

芦屋市接続期カリキュラム  
[http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/shinseido/jigyoushaboshuu/documents/setsuzokuki\\_01.pdf](http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/shinseido/jigyoushaboshuu/documents/setsuzokuki_01.pdf)